

第1章 枚方市を取り巻く状況と課題

(1) 少子高齢化、人口減少

○人口の将来推計について

現在、本市の総人口については約41万人となっており、平成22(2010)年度以降では減少傾向となっています。

この人口減少の大きな要素としては、死亡数と出生数の関係を示す自然増減と、他都市との人の転入・転出に伴う社会増減に分けられますが、自然増減については、近年まで自然増を保持していましたが、徐々に自然増の幅が小さくなり、現在では死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっています。社会増減については、他都市への人口流出により、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の地域別将来推計人口」や本市が推計した「枚方市人口推計調査報告書」によると、本市の総人口は、将来的に緩やかな減少傾向が続き、平成22(2010)年の約41万人から、「日本の地域別将来推計人口」においては令和22(2040)年に約34万人、「枚方市人口推計調査報告書」においては令和25(2043)年に約33万人となっており、いずれも減少していくことが推計されています。

○市街地の人口密度の低下について

平成22(2010)年時点では、都市全体の人口407,978人に対する人口密度は、1ha当たり約62.7人、DID人口393,370人に対するDID内の人口密度は1ha当たり約96.2人となっており、三大都市圏のDID人口密度(約66.5人/ha)に比較しても高い水準となっています。

本市の市街地における将来の人口密度などを把握するため、国勢調査の結果に基づき算出された人口の変化状況を基にして、国立社会保障・人口問題研究所が行った推計値と整合を図り、令和22(2040)年の町丁字別の将来予測を行いました。

その結果、都市全体では高い人口密度を保持しているエリアが多いものの、全体的に人口減少に伴い低密度化していく傾向が予測され、特に京阪本線やJR学研都市線の鉄道駅周辺などの比較的に早い時期から居住が進んだ市街地においては、高齢化や人口減少の顕著になる傾向が予測されました。

また、局所的には、都市計画法における既成市街地の人口密度の基準として定められている1ha当たり約40人を下回る人口密度の地域が発生することも予測されました。

市街地の人口密度の低下については、これまで立地していた生活サービス施設の撤退などによる都市機能の維持が困難化する要因になるとともに、便利な日常生活をおくるために欠かせない移動手段となる公共交通機能の低下や、住宅地における空き地・空き家の増加など、様々な問題を顕在化させていくことにつながっていきます。

こうした問題の発生を未然に防ぐためには、市街地の人口密度を計画的に保っていくことが求められています。

○高齢化の進展について

本市の老年人口は、緩やかな増加傾向が続くと推計されており、国立社会保障・人口問題研究所が行った推計結果によると、高齢化率は、平成22(2010)年の約21.7%(88,557人)から、令和22(2040)年には約40.4%(138,706人)となることが推計されています。

高齢者が増えていく社会に対応し、医療・福祉・商業などの生活サービスについての利用しやすい環境を整え、これらの都市機能の充実や維持などを図ることが求められています。

○少子化の進展について

本市の出生数や合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当)は、平成20(2008)年以降では平成21(2009)年をピーク(1.30)に減少傾向にあり、平成25(2013)年には1.27となっており、大阪府平均の1.32よりも0.05ポイント、全国平均の1.43よりも0.16ポイント低く、人口増減の分岐点である2.08を大きく下回っています。

大阪府の示す将来の出生率は1.68(令和12(2030)年)に上昇するものの、出生率の低さから少子化が進むことにより、本市の将来を担い都市の活力を生み出す若い世代となる年少人口率は、平成22(2010)年の約13.8%(56,344人)から、令和22(2040)年には約9.4%(32,213人)に減少していくことが国立社会保障・人口問題研究所により推計されています。

また、子どもに関する課題として、近年の社会経済状況の変化などに伴う少子化や核家族化の進展、共働き家庭・ひとり親家庭の増加など、子どもの育ちや子育て支援サービスへのニーズが増加・多様化しています。

次代を担う子どもを安心して産み育てられる都市をめざし、子ども・子育て支援サービスを向上させていくことが求められています。

～小地域(町丁字)別の将来人口の予測手法について～

小地域(町丁字)別の将来人口の予測は、開発などの影響を受けやすく正確に見通すことは困難であり、現状の傾向のまま推移することとした仮定による想定範囲内に留まりますが、本市の小地域別の人口密度などの変化状況を可視化する目的で将来予測を行いました。

① コーホート変化率法による将来人口の算出

平成17(2005)年及び平成22(2010)年度国勢調査時の2時点間の男女別・5歳階級別人口の変化情報を基にして、人口増減率などのコーホート変化率を設定し、平成22(2010)年度の国勢調査で得られた小地域の男女別・5歳階級別人口に対して、推計年次である令和22(2040)年に達するまで5年刻みでこれに乗じることで、小地域別の人口を算出しています。

② 将来人口の補正

上記①で算出された男女別・5歳階級別人口に対して、国立社会保障・人口問題研究所が行った令和22(2040)年の将来人口の推計値をコントロールトータルとするため、この男女別・5歳階級別人口の推計値と整合するように各区分別に補正等を行いました。

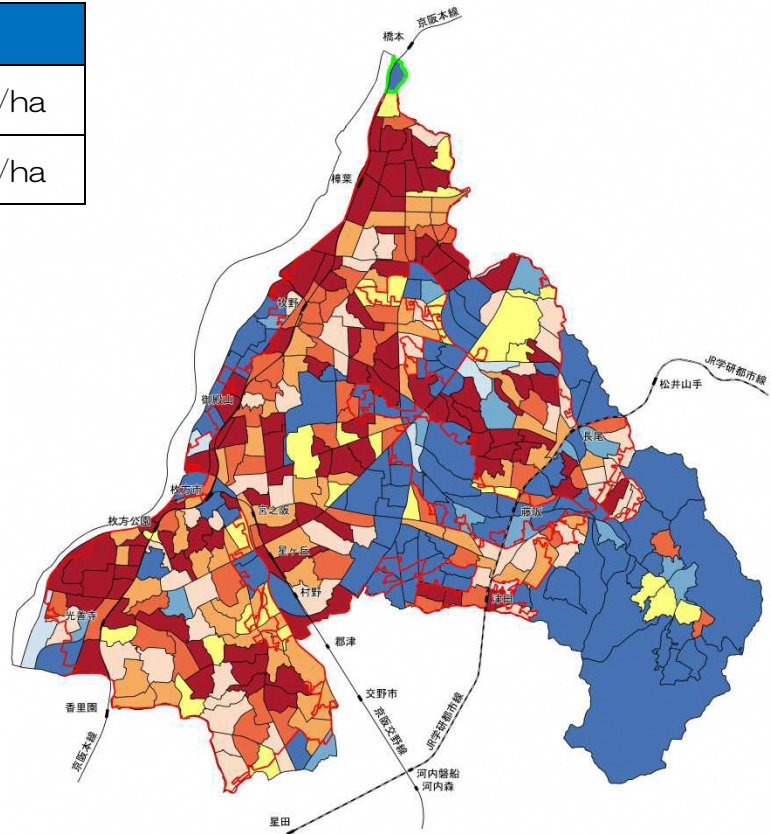
※予測手法については、『都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月 国土交通省都市局都市計画課作成)』を参照しました。

《現在人口と将来人口の予測》

平成 22(2010)年	
人口密度	約 62.7 人/ha
DID 人口密度	約 96.2 人/ha

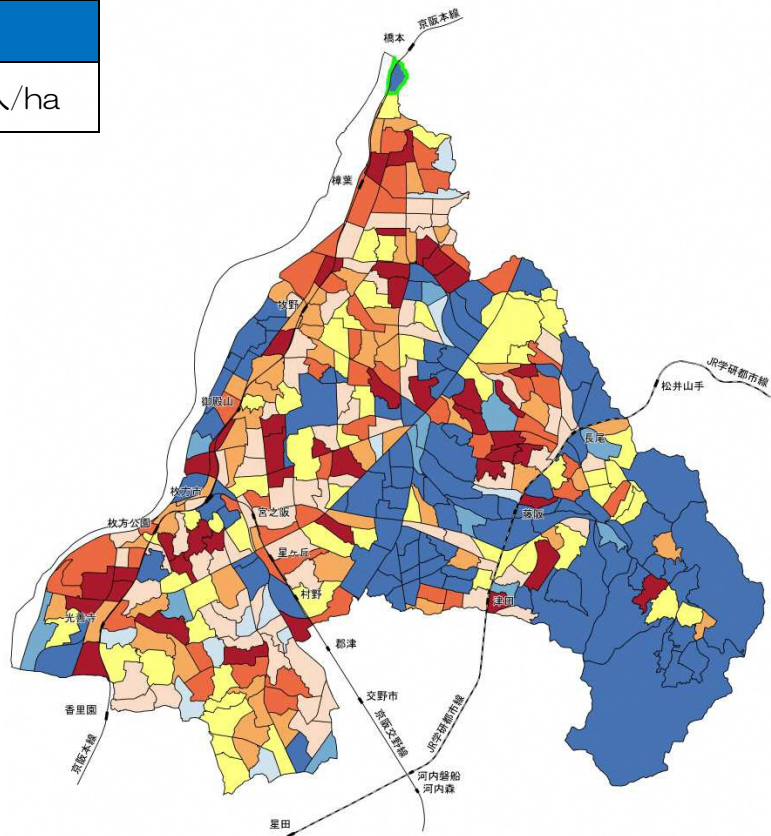
DID
 新市街地
 平成27年4月時点

人口密度
 単位：人/ha
 ■ 20未満
 ■ 20以上30未満
 ■ 30以上40未満
 ■ 40以上60未満
 ■ 60以上80未満
 ■ 80以上100未満
 ■ 100以上120未満
 ■ 120以上



現在の人口密度(平成 22(2010)年)

令和 22(2040)年	
人口密度	約 52.7 人/ha




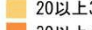
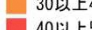
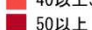
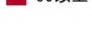
将来の人口密度(令和 22(2040)年)

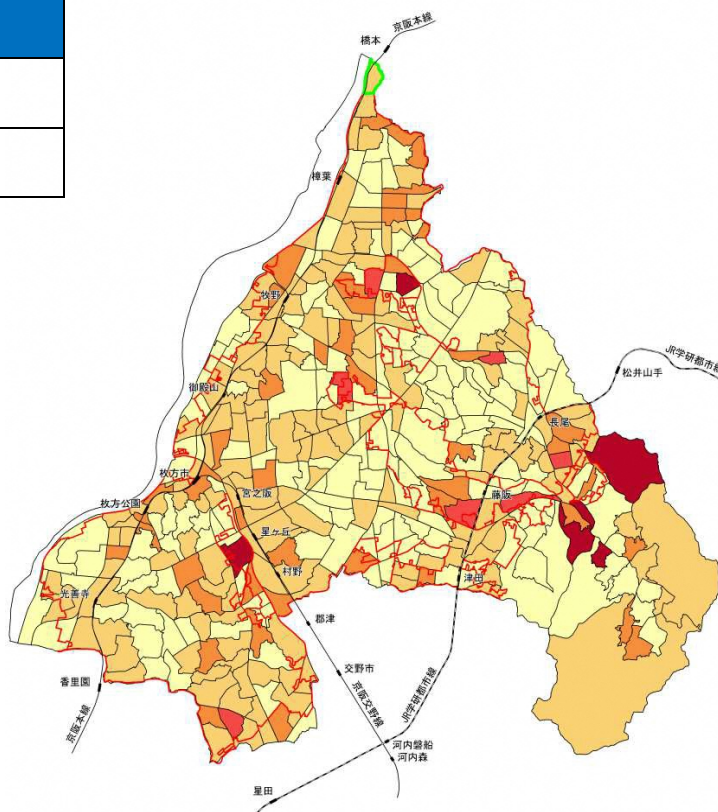
《高齢化の現在と将来の予測》

平成 22(2010)年	
高齢化率	約 21.7%
DID 高齢化率	約 21.6%

 DID
 新市街地
 平成27年4月時点

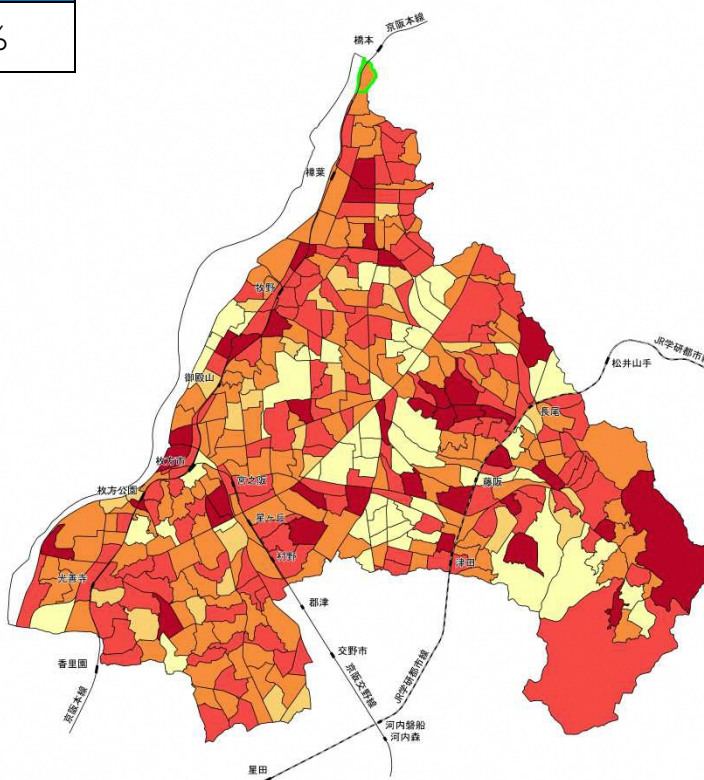
高齢化率

単位：％
 20未満
 20以上30未満
 30以上40未満
 40以上50未満
 50以上



現在の高齢化率(平成 22(2010)年)

令和 22(2040)年	
高齢化率	約 40.4%



将来の高齢化率(令和 22(2040)年)

第1章 枚方市を取り巻く状況と課題

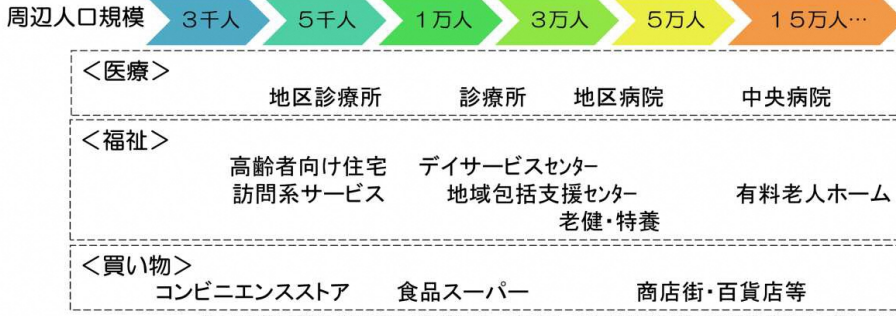
(1) 少子高齢化、人口減少

《参考 人口と様々な都市機能との相関性》

国から参考資料として示された内容によると、医療、福祉、商業などの都市機能と利用人口との関係性や、都市の人口規模ごとの施設が存在している確率が示されています。

○利用人口と都市機能

○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

商業施設の商圈と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圈や立地戦略は様々

*コンビニエンスストア

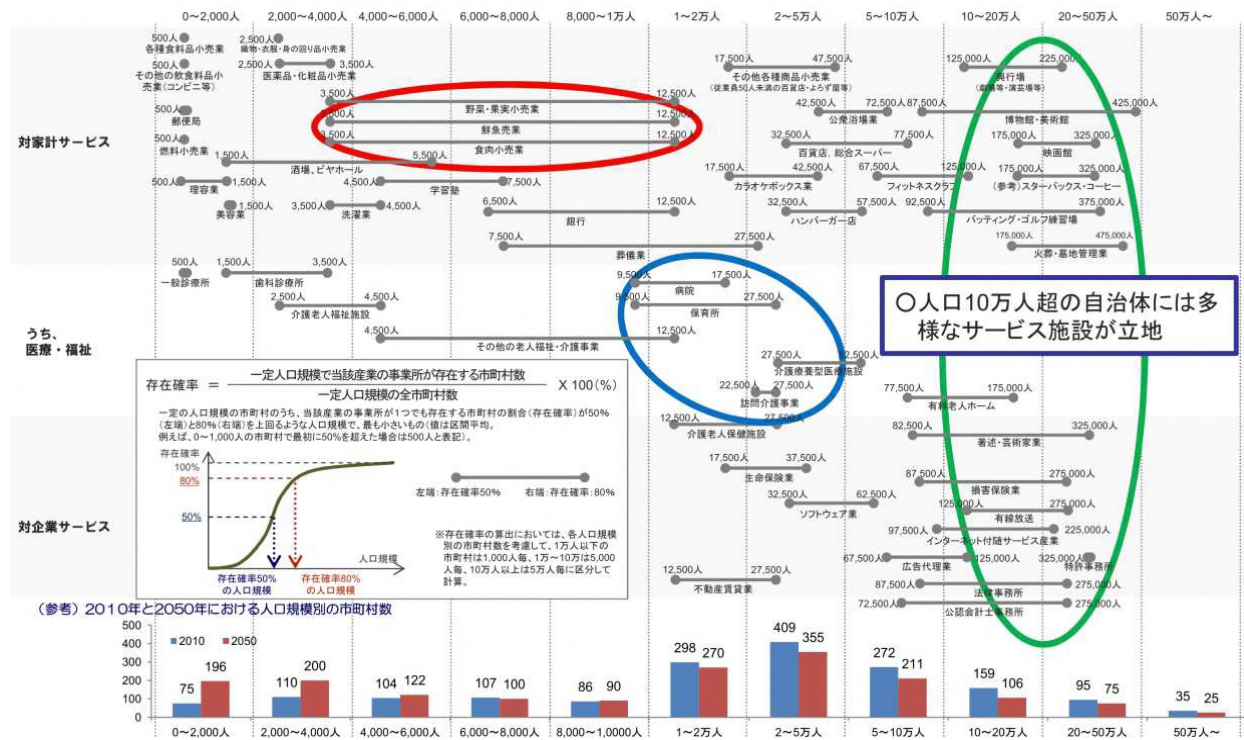
大都市住宅地⇒商圈：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域⇒商圈：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：30,000人～40,000人、流動客

*食品スーパー（2,000～3,000m規模）⇒周辺人口1～3万人

*ドラッグストア（1,000～1,500m規模）⇒周辺人口1～3万人

○サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模



注1) 令和32(2050)年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値より

注2) 平成22(2010)年、令和32(2050)年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22(2010)年12月1日現在の1,750市区町村を基準に分類

●少子高齢化・人口減少に関する課題

- 都市の活力を維持していくため、出生率の向上などの人口減少の緩和を促進し、市街地の人口密度を一定以上に保っていくことが求められています。
- 高齢者が増えていく社会に対応していくため、医療・福祉・商業などの生活サービスを利用しやすい環境に整え、これらの都市機能を確保していくことが求められています。
- 子ども・子育て支援への高まるニーズに対応し、次代を担う子どもを安心して産み育てられる都市づくりを進めていくために、子ども・子育て支援サービスを充実させていくことが求められています。

(2)市街地の拡大

○市街地の拡大推移について

昭和45(1970)年頃において、総人口は約22万人程度で、DID(面積 約20.8 km²)内の人口は175,015人、人口密度は1ha当たり約84.1人となっていました。

この頃は、地方都市圏から大都市圏へ人や産業などが集中した時期で、本市においても急速な人口流入などにより総人口が増加し、それに伴い市街地とDIDが拡大しました。

近年に至るまで、この増加・拡大の傾向は続いており、平成22(2010)年におけるDID(面積 約40.89 km²)内の人口は393,370人、人口密度は1ha当たり約96.2人で、この人口密度は、三大都市圏の平均値(約66.5人/ha)に比較しても高い水準に達しました。

○市街地の拡大の影響

国内の総人口は減少していく傾向にあり、本市における総人口についても既に減少傾向となっており、将来的にもこの人口減少の傾向は続き、市街地の人口密度は低下していくことが予測されています。

これまでのような自然増や大規模な人口流入などの社会増が期待されない状況下において、市街地を拡大していけば、市街地の低密度化を招くこととなり、都市機能や公共交通機能の低下などの様々な問題を生じさせることにつながります。

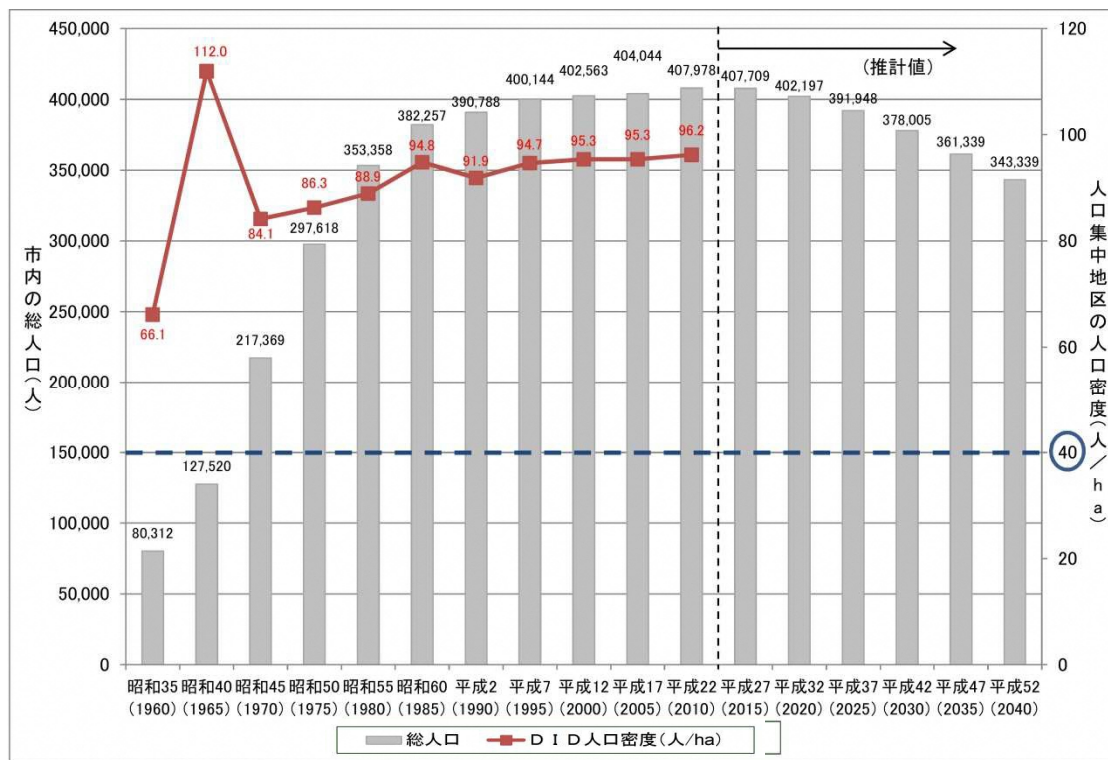
また、道路などの都市基盤の整備状況を考慮せず、新たに市街地を拡大し続けることは、既成市街地の低密度化を招くこととなり、新たな施設整備の助長や将来的な維持・更新費用の増加が生じるなど、行政コストの増大につながります。

将来的に厳しい財政状況が予測され、公共投資に向けられる財源が限定される状況が予測される中で、都市基盤の整備や更新などを効率的に実施していくためには、低密度な市街地の発生を抑制していくことが重要となります。

特に、住宅地については、公共交通や都市機能の確保状況を踏まえ、現在の市街地の外延部など、住宅を立地させることが適切でないエリアに新たに拡大することは、その居住者の日常生活における必要なサービス機能の確保が困難化していくなど、将来的な課題が生じることにつながります。

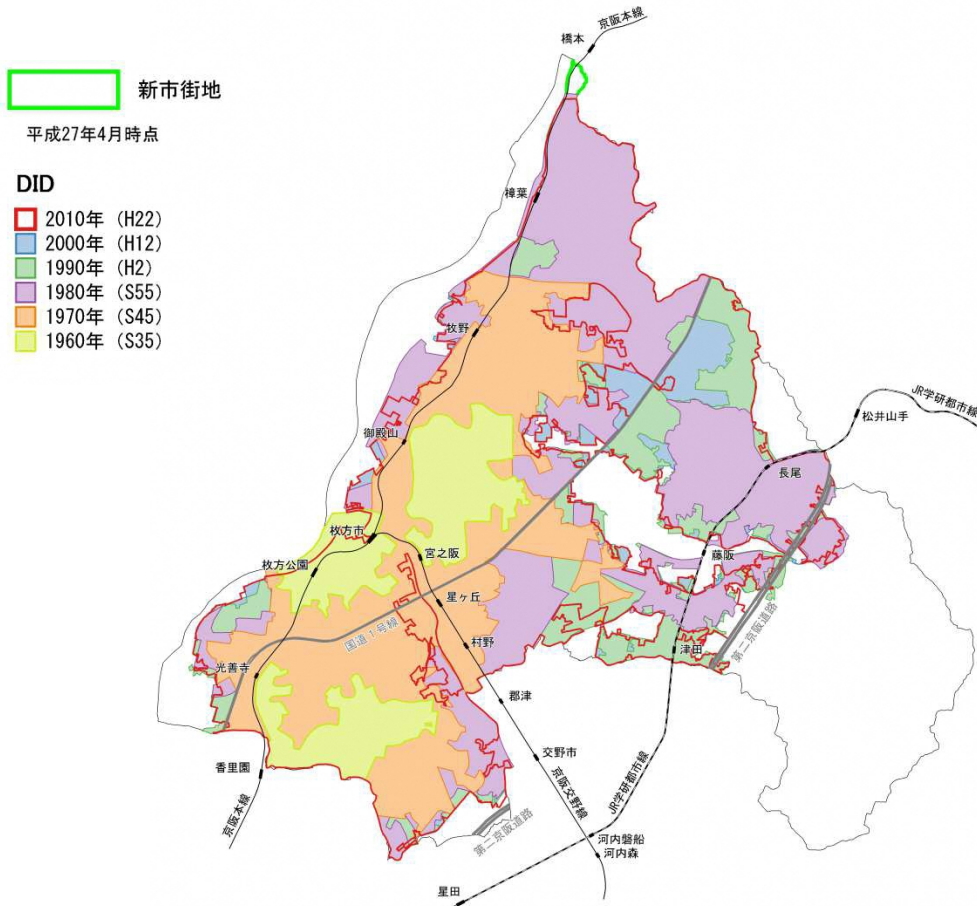
年次	DID人口	DID面積	DID人口密度
昭和35(1960)年	42,332人	約6.4km ²	約66.1人/ha
昭和40(1965)年	66,064人	約5.9km ²	約112.0人/ha
昭和45(1970)年	175,015人	約20.8km ²	約84.1人/ha
昭和50(1975)年	263,148人	約30.5km ²	約86.3人/ha
昭和55(1980)年	326,438人	約36.7km ²	約88.9人/ha
昭和60(1985)年	347,010人	約36.6km ²	約94.8人/ha
平成2(1990)年	376,740人	約41.0km ²	約91.9人/ha
平成7(1995)年	388,084人	約41.0km ²	約94.7人/ha
平成12(2000)年	389,084人	約40.81km ²	約95.3人/ha
平成17(2005)年	389,084人	約40.81km ²	約95.3人/ha
平成22(2010)年	393,370人	約40.89km ²	約96.2人/ha

枚方市のDID人口、DID面積、DID人口密度
(昭和35(1960)年～平成22(2010)年)



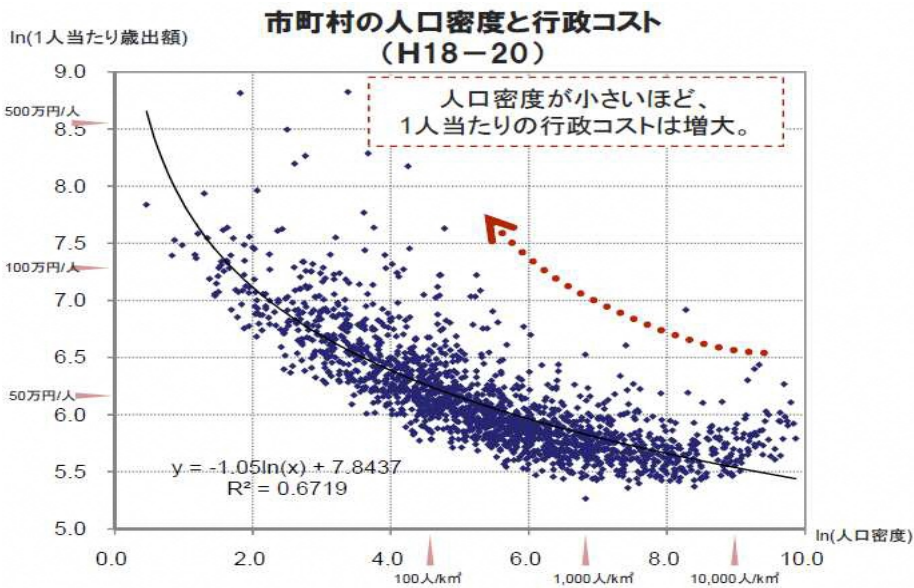
総人口とDID人口密度の推移(昭和35(1960)年～平成22(2010)年)
平成27(2015)年以降の将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)

第1章 枚方市を取り巻く状況と課題
 (2)市街地の拡大



DIDの変遷(昭和35(1960)年~平成22(2010)年)

国が示した全国の事例調査結果では、自治体の一人当たり歳出額と市街地の人口密度の関係性については一定の相関関係があり、人口密度の低下は一人当たり歳出額の増加につながる傾向となっています。市街地の人口密度を高めることが、持続的な都市経営を維持し、効率化を図っていくことにつながっていきます。



注)国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」(平成27(2015)年3月31日時点版)から抜

●市街地の拡大に関する課題

- 行政投資を効率的に行い、都市活力を維持していく観点から、住宅地については新たな拡大を抑制し、利便性が高いエリアへ居住を誘導していくことが求められています。
- 既成市街地において、既存ストックを活用した都市づくりを推進していくことが求められています。

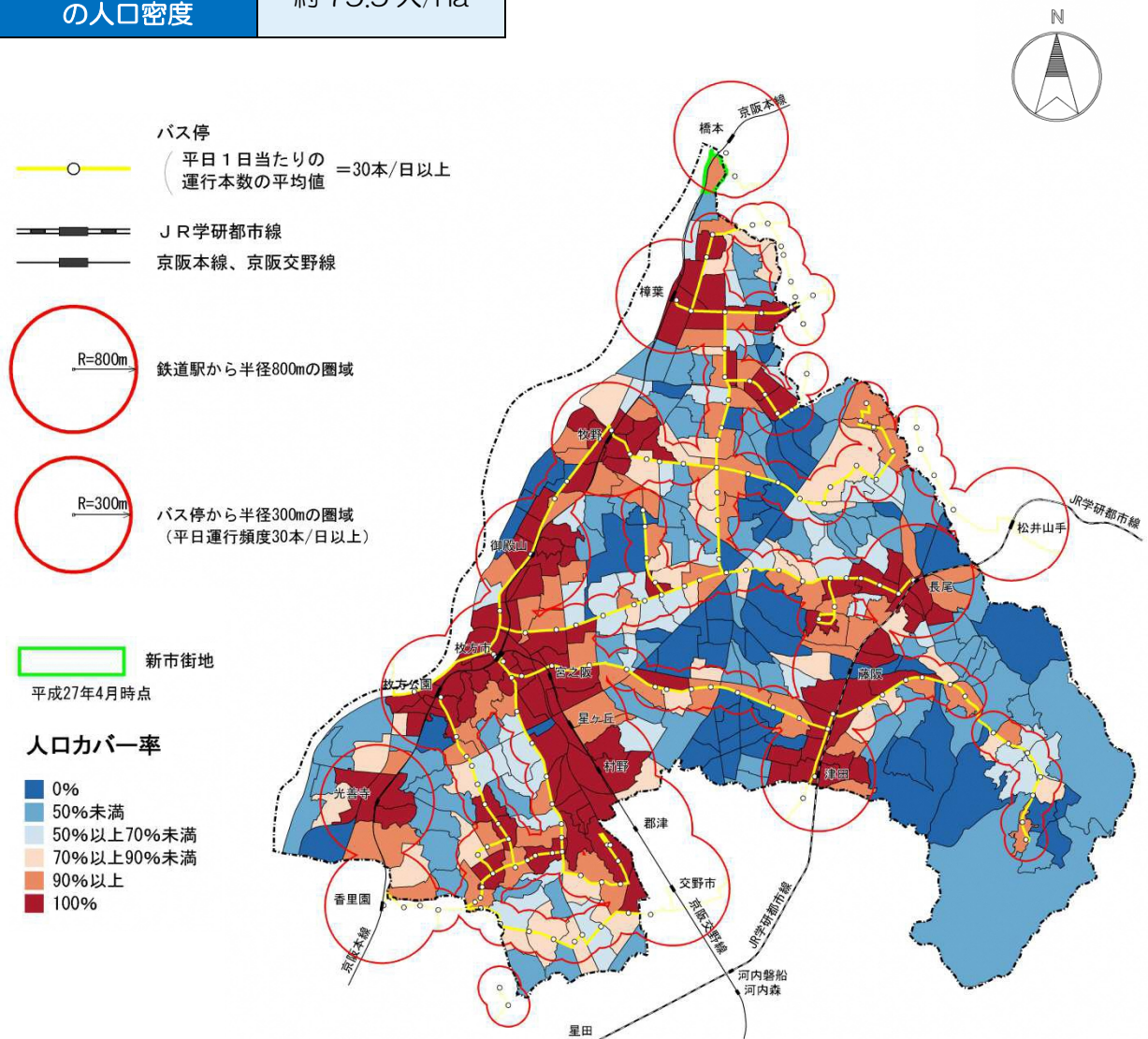
(3)公共交通

1)主要な公共交通

一定の人口密度がある市街地において、基幹的公共交通(鉄道駅又は平日1日当たりの運行本数の平均値が30本以上のバス停)からの徒歩圏内(鉄道駅から概ね800m又はバス停から概ね300m)における人口カバー率は約73.3%となっています。

また、基幹的公共交通沿線の地域における人口密度については約79.9人/ha、三大都市圏のそれぞれの平均値(人口カバー率 約66.7%、人口密度 約53.6人/ha)に比較して高い状況です。

基幹的公共交通の人口カバー率	約73.3%
基幹的公共交通の人口密度	約79.9人/ha

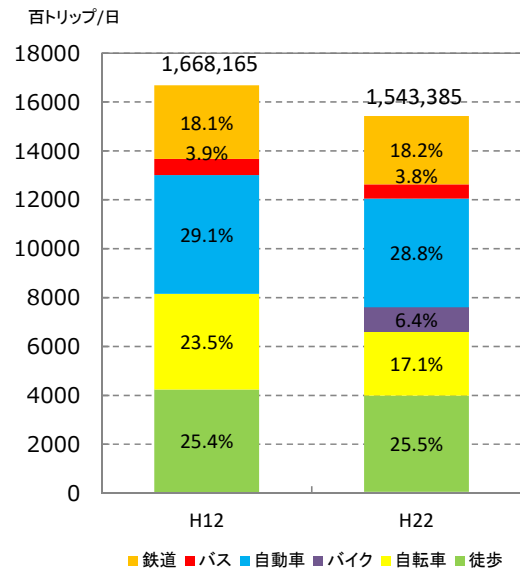


現在の基幹的公共交通の人口カバー率(平成22(2010)年)

○公共交通の利用状況

平成 22(2010)年度に実施された近畿圏パーソントリップ調査より、代表交通手段別による本市の全トリップ数(平日)は約 154 万トリップ/日であり、前回調査(平成 12(2000)年)と比べて、約 12.5 万トリップ/日(約 7.5%)の減少となっています。

各手段の全体への構成比率は、前回調査と比較して、大きな変化はなく、平成 22(2010)年における調査では、鉄道とバスによる比率が約 22.0%、徒歩と自転車による比率が約 42.6%となっており、これらが主要な交通手段となっています。

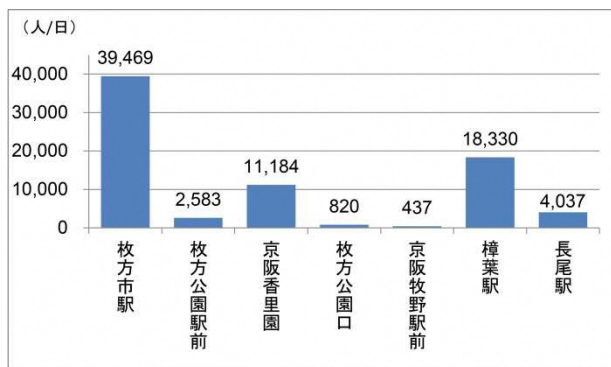


枚方市における代表交通手段別の発生集中交通量
注)平成 12(2000)年度の調査では「バイク」は「自転車」に含まれています。

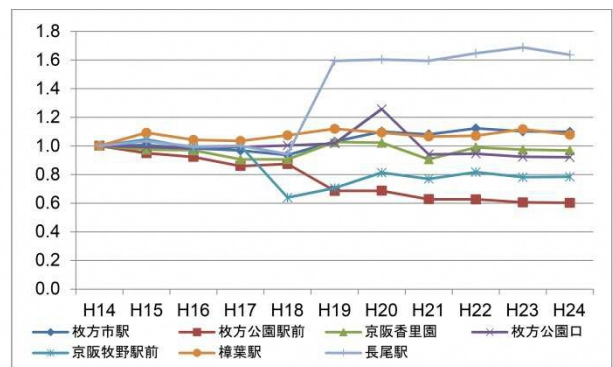
○主要なバス停の利用状況

鉄道駅周辺における主要なバス停の日平均における乗降車人員は、枚方市駅が最も多く約 4 万人、樟葉駅が約 1.8 万人となっています。隣接市の香里園は、樟葉駅に次ぐ乗降車人員となっています。

また、JR学研都市線の長尾駅では約 4 千人となっており、乗降車人員は、平成 14(2002)年から比較して約 1.6 倍に増加している状況です。一方、牧野駅前、枚方公園駅前、枚方公園口などでは乗降車人員が減少傾向となっています。



主要なバス停の乗降車人員
(平成 24(2012)年)



主要なバス停の乗降車人員の推移
(平成 14(2002)年との増減比)

注)乗降車人員の情報は、「枚方市統計書」平成 14(2002)年度～平成 24(2012)年度より

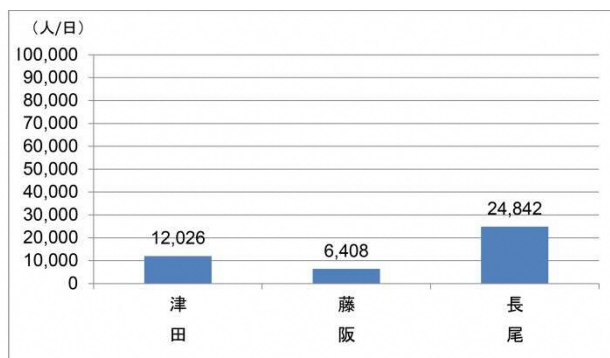
○鉄道の利用状況

市内の鉄道駅の日平均における乗降車人員は、枚方市駅が最も多く約9万人、次いで樟葉駅が約5.8万人となっています。隣接市における香里園駅は、特急以外の停車駅ですが、樟葉駅より多い乗降車人員となっています。また、JR学研都市線では、長尾駅は約2.5万人、京阪交野線の宮之阪駅、星ヶ丘駅、村野駅は全て6千人を下回っています。

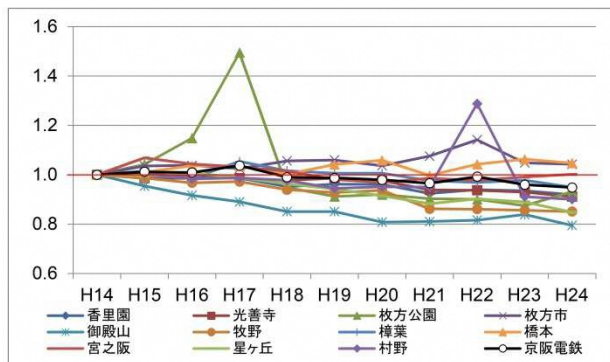
平成14(2002)年からの乗降車人員の推移については、枚方市駅、津田駅、藤阪駅、橋本駅の乗降車人員が微増しているものの、他の鉄道駅は微減の傾向となっています。



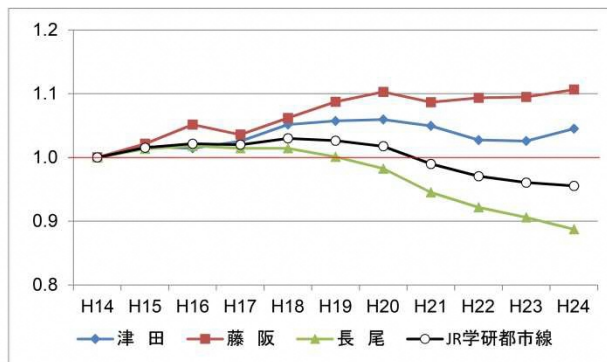
京阪電鉄の駅別乗降車人員
 (平成24(2012)年)



JR学研都市線の駅別乗降車人員
 (平成24(2012)年)



京阪電鉄の駅別乗降車人員の推移
 (平成14(2002)年との増減比)



JR学研都市線の駅別乗降車人員の推移
 (平成14(2002)年との増減比)

注) 橋本駅の乗降車人員は、京阪電気鉄道(株)からの提供情報、その他鉄道駅の乗降車人員の情報は、「枚方市統計書」平成14(2002)年度～平成24(2012)年度より

2)公共交通沿線の人口

鉄道駅及びバス停からの徒歩圏内(鉄道駅から概ね 800m又はバス停から概ね 300m)における市街地の人口密度は、1ha 当たり約 78.2 人となっており、三大都市圏の平均値(約 54.0 人/ha)に比較して高い状況です。

市街地の人口密度が低下した場合は、バス利用者が減少し、収益性が低下することにより、運行本数の減便や路線自体の廃止など、公共交通機能の確保などに影響を及ぼすことにつながります。

鉄道駅及びバス路線沿線の市街地において、居住の誘導などにより一定の人口密度を保ち続けていくことが、公共交通機能の低下を抑制することにつながります。

本市の市街地における将来的な人口密度は、1ha 当たり約 65.8 人となっており、依然として高い水準を保つことが予測されていることから、一定の公共交通機能を確保していくことが十分に可能な範囲に留まると考えられます。

第1章 枚方市を取り巻く状況と課題

(3)公共交通

公共交通沿線地域の人口密度(H22) 約 78.2 人/ha

-  バスルート (2011年)
-  JR学研都市線
-  京阪本線、京阪交野線

路線バス

平日一日当たりの運行本数の平均値(本/日)

-  0~14
-  15~29
-  30~

 R=800m 鉄道駅から半径800mの圏域

 R=300m バス停から半径300mの圏域

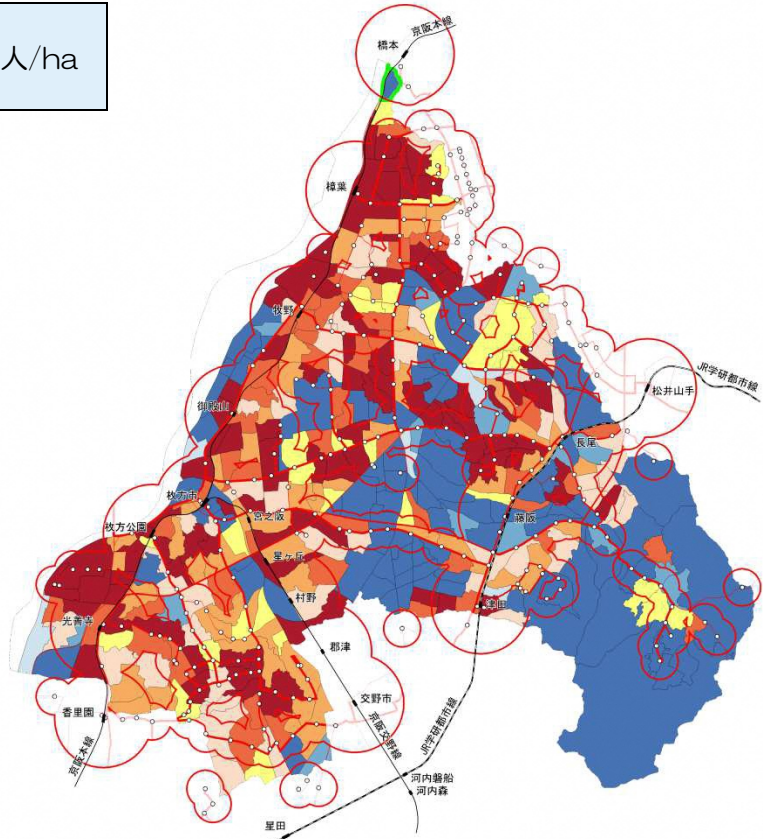
 新市街地
平成27年4月時点

人口密度

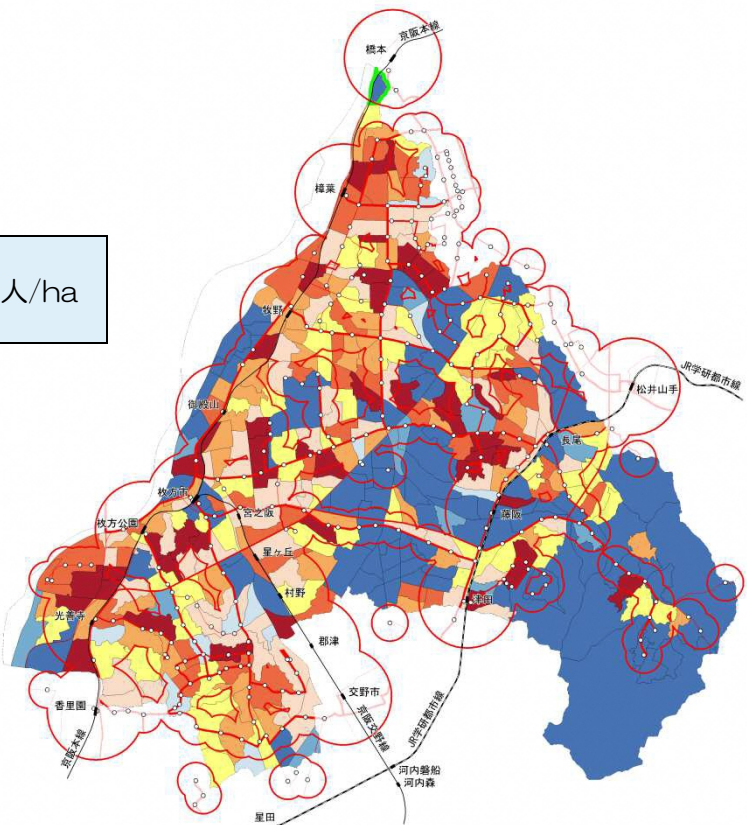
単位：人/ha

-  20未満
-  20以上30未満
-  30以上40未満
-  40以上60未満
-  60以上80未満
-  80以上100未満
-  100以上120未満
-  120以上

公共交通沿線地域の人口密度(R22) 約 65.8 人/ha



現在の公共交通沿線地域の人口密度(平成 22(2010)年)



将来の公共交通沿線地域の人口密度(令和 22(2040)年)

はじめに

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

付属資料

3)アクセシビリティの評価

～アクセシビリティの評価について～

アクセシビリティとは、一般には人々があるサービスを利用するに当たりそのサービスへの到達のしやすさを定量的にあらわしたもので、都市の暮らしやすさの観点から、市街地からある一定の目的地までの空間移動を伴うものが対象になります。

このアクセシビリティの評価においては、徒歩又は公共交通利用による都市生活の利便性を計量するものとなっており、移動の手段を徒歩と公共交通(鉄道、バス)に限定しています。

これは、自家用車を利用する人々が便利ならば良いという考え方ではなく、高齢化や障害などの様々な事由により自家用車を日常的に利用できない人を含む多様な都市住民の利便性に政策の立脚点を置いているユニバーサルデザインの都市づくりの観点によるものです。

「アクセシビリティ」の算出にあたっては、徒歩及び公共交通の移動そのものに要する時間だけでなく、公共交通サービスの利便性の程度を反映した指標とすることとし、運行頻度の多少による待ち時間の期待値、移動時間(徒歩の移動時間は、直線距離で分速 50mとして計算)を加えた所要時間を用いています。

なお、徒歩移動には限界距離を設定することとしており、鉄道駅から徒歩 20 分(直線距離で 1km)、バス停から徒歩 10 分(直線距離で 500m)の距離を、アクセシビリティ算出上の徒歩限界としています。この距離内にアクセスポイント(公共交通の乗り場)がない地域又は施設については、計算上公共交通の利用ができないものとして扱います。

都市全体にかかるアクセシビリティレベルを表す P 指標(「P」は、人口を意味する POPULATION の頭文字)は、「アクセシビリティの値が一定時間以内の区域に居住する人口」が「都市全体の居住人口」に占める割合(単位:%)として表されます。

具体的には、次式により与えられます。

$$P \text{ 指標}(\%) = \text{一定時間以内の人口(人)} / \text{都市全体の人口(人)}$$

※算出方法については、『アクセシビリティ指標活用の手引き(案)(平成 26(2014)年 6 月 国土技術政策総合研究所作成)』を参照しました。

(最寄りの公共交通(鉄道駅、バス停)のアクセシビリティ)

最寄りの公共交通(鉄道駅、バス停)のアクセシビリティは、公共交通の利用しやすさを表します。これは、各地点の居住者が、任意の時刻に家を出て、公共交通に乗車するまでの期待時間として示されます。

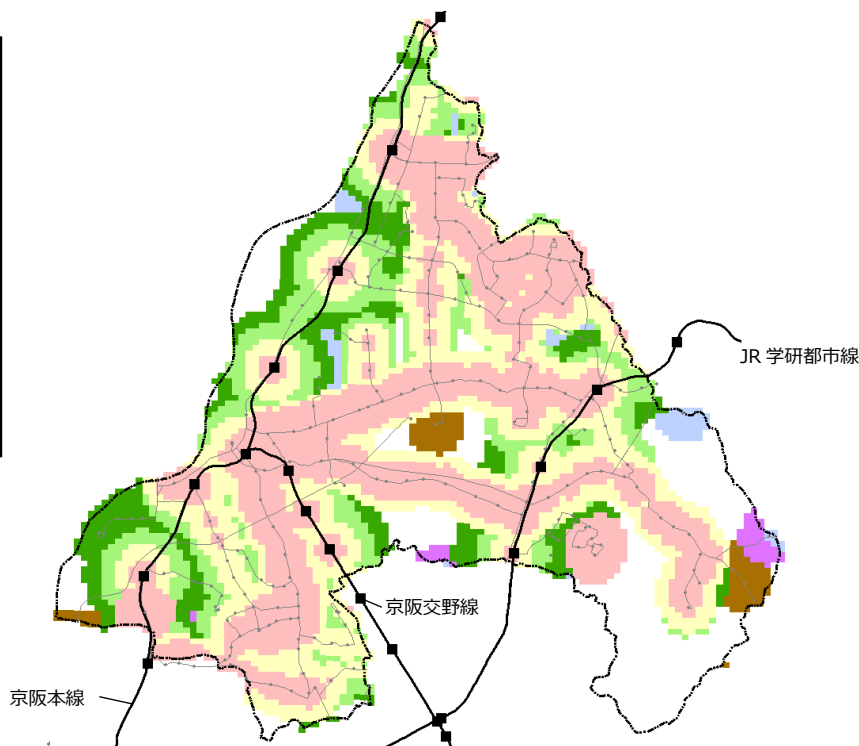
このアクセシビリティが低下した場合においては、公共交通が利用しにくくなり、日常生活における移動が困難化している状態を示すこととなります。

現在、アクセシビリティレベルについては、20分以内の圏域に居住する人口は約34万2千人で、総人口(約40万9千人)に対する比率(P指標)は約84%となっており、30分以内においては約37万4千人で約92%と、多くの居住者が短時間で公共交通を利用しやすい状況です。

本市は、12箇所の鉄道駅に加えて、バスによって都市全体のアクセシビリティが確保されており、鉄道駅や主要なバス停の周辺の市街地に対して、アクセシビリティが高くなっています。

都市拠点間や生活圏域からの移動を支える公共交通機能の確保や、公共交通沿線の市街地における居住の促進などを図ることが、アクセシビリティを保つことにつながります。

アクセシビリティ	一定時間以内の区域に居住する人口	P指標
最寄りの公共交通 (最寄りの公共交通の利用しやすさ)	10分以内	約16万9千人
	15分以内	約28万4千人
	20分以内	約34万2千人
	30分以内	約37万4千人
		約41%
		約70%
		約84%
		約92%



アクセシビリティ(最寄りの公共交通の利用しやすさ)

(最寄りの鉄道駅のアクセシビリティ)

最寄りの鉄道駅のアクセシビリティは、各地点の居住者が、任意の時刻に家を出て、鉄道駅に辿り着くまでの期待時間として示されます。

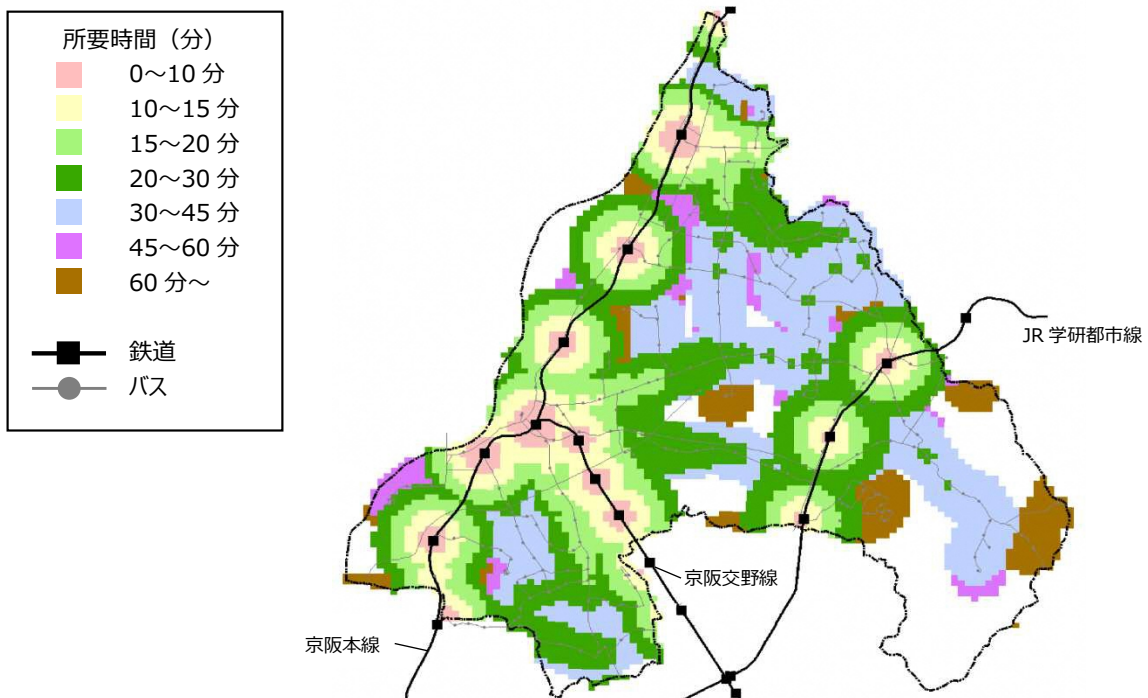
これは、鉄道駅の周辺に立地している生活サービスなどの主要な都市機能や鉄道駅を利用する通勤・通学などの日常生活の移動におけるアクセスの評価となり、このアクセシビリティが低下した場合は、これらの施設へのアクセスが困難化していくことを示し、日常生活に不便さを感じることに繋がります。

現在、アクセシビリティレベルについては、20分以内の圏域に居住する人口比率(P指標)は約43%(約17万4千人)、30分以内においては約70%(約28万6千人)となっています。

鉄道駅の周辺、主要なバス路線の沿線の市街地でアクセシビリティが高くなっています。一方で、東部地域をはじめ、国道1号沿道地域や南部地域などの市街地においては、鉄道駅から距離が離れていることからアクセシビリティが低くなっています。

公共交通機能の確保や、公共交通沿線の市街地における居住の促進などを図ることが、このアクセシビリティを改善させることに繋がります。

アクセシビリティ		一定時間以内の区域に居住する人口	P指標
最寄りの鉄道駅 (最寄りの鉄道駅の利用しやすさ)	10分以内	約2万4千人	約6%
	15分以内	約9万1千人	約22%
	20分以内	約17万4千人	約43%
	30分以内	約28万6千人	約70%



アクセシビリティ(最寄りの鉄道駅の利用しやすさ)

4) 主要なバス路線

枚方市駅及び樟葉駅など主要な鉄道駅の駅前広場においては、各方面への複数バス路線が運行するバスターミナルが設けられており、市内の鉄道駅などをつなぐバス路線がネットワーク化しています。

○バス路線の状況

市街地を通る主要なバス路線においては、歩道などの未改良区間が残されています。また、将来的にバスの運行が想定される鉄道駅へアクセスする都市計画道路、駅前広場などが未整備区間として残されている状況です。

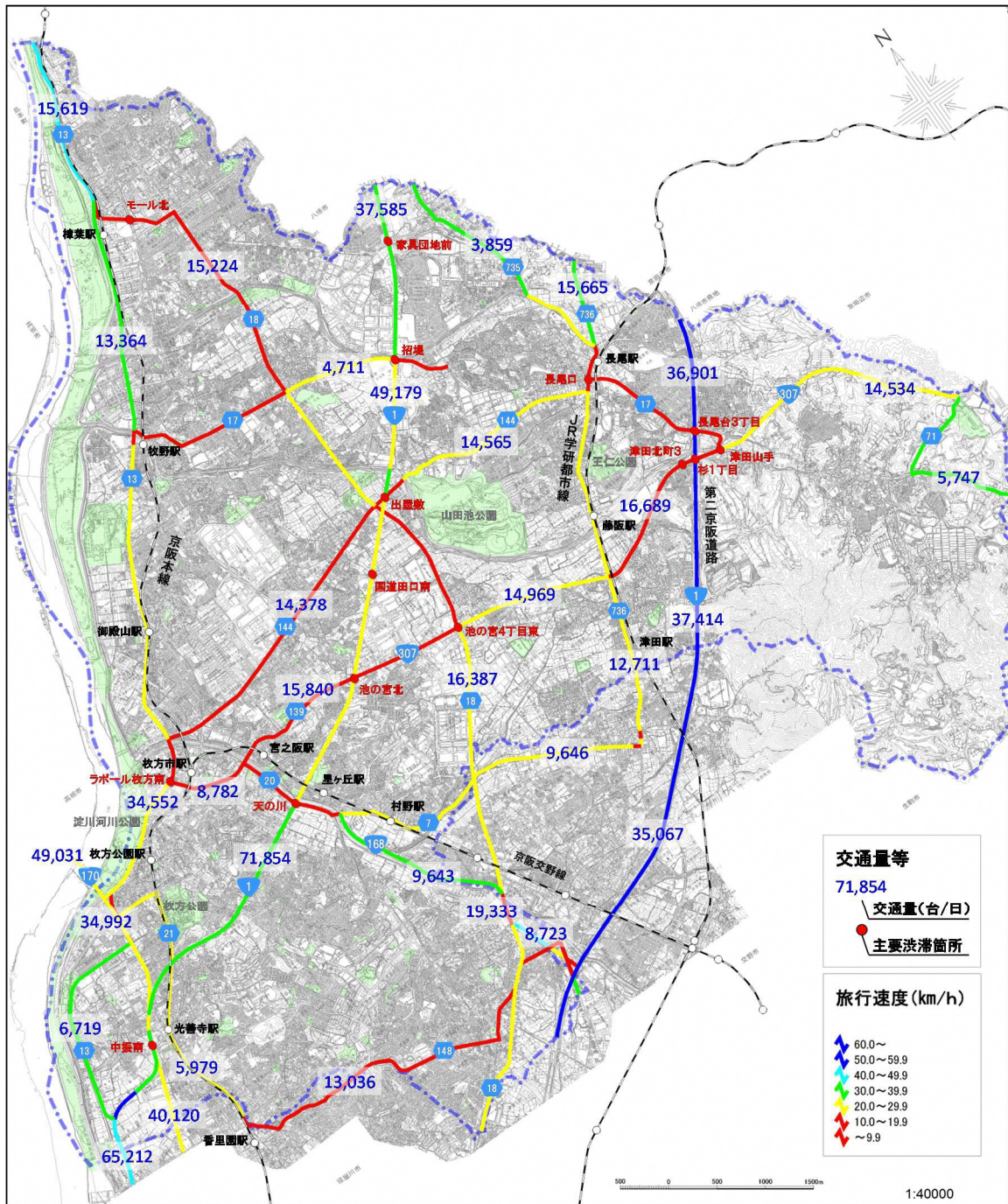
国道、府道などの幹線道路の主要渋滞箇所付近の区間においては、自動車交通が多く集中し旅行速度が低い状況です。こうした道路渋滞は社会・経済活動へ影響を及ぼすとともに、国道307号などの主要なバス路線においては、バスの定時性と運行の円滑化に影響を与えています。

こうしたことから、計画的な道路や駅前広場の整備・改良などの促進を図ることが求められています。

○都市機能の移転などによる影響

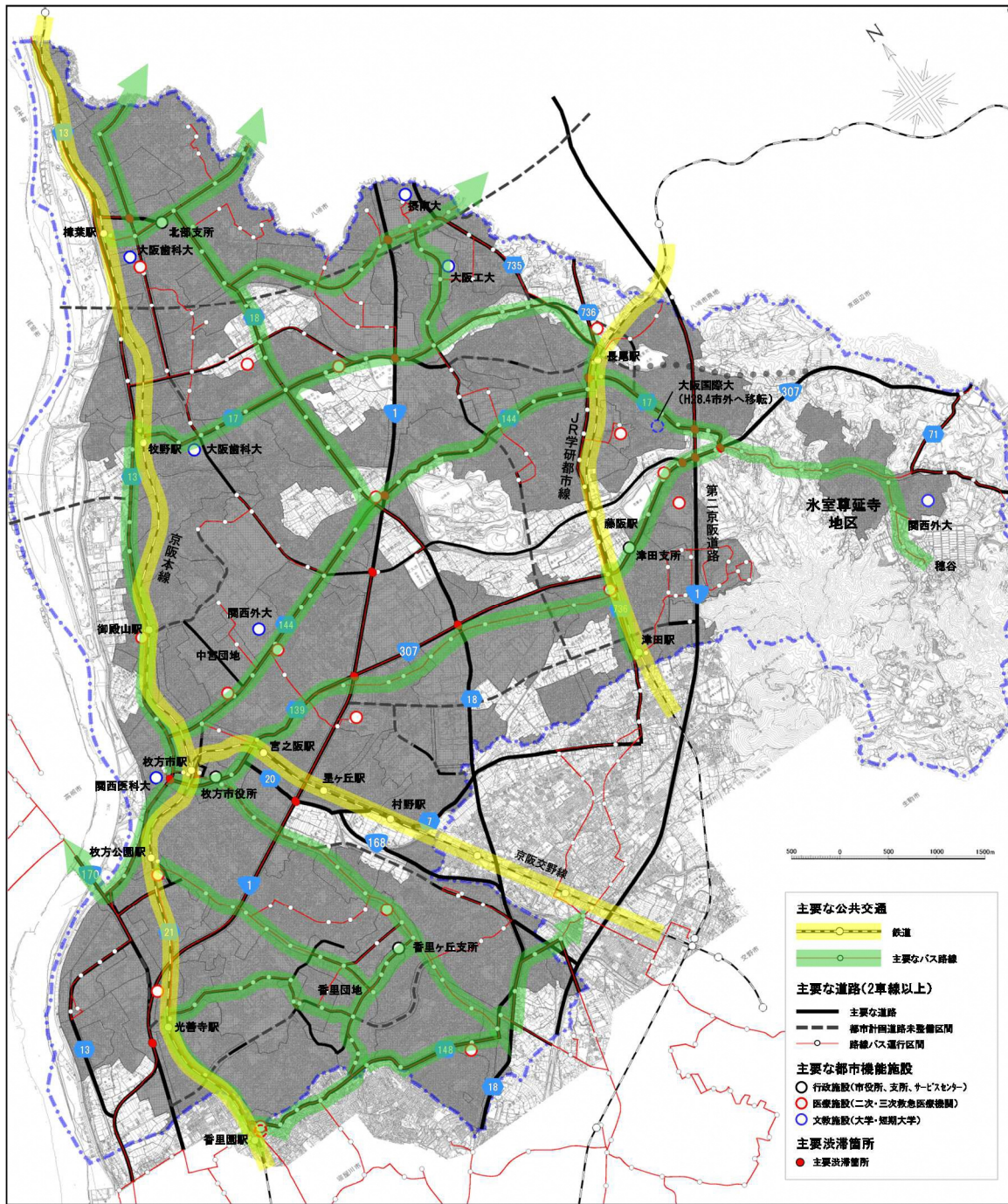
東部地域や北山地区における大学への通学を目的としたものや、主要な都市機能が集積している都市拠点などへのアクセスを目的とするバスの利用などの需要が、バスの運行に影響を与えている状況です。

近年、大学機能の市外移転が進みつつあり、通学を目的とするバス需要の低下が東部地域に通じるバス路線の公共交通機能に与える影響が懸念されています。



市内主要路線の交通量・旅行速度(平成 22(2010)年度 道路交通センサスより)

注 1) 交通量は平成 22(2010)年度 道路交通センサスの 24 時間自動車交通量(上下合計)
 注 2) 旅行速度は平成 22(2010)年度 道路交通センサスの平均 12 時間旅行速度(上下平均値)
 注 3) 主要渋滞箇所は京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会の公表箇所(平成 25(2013)年)



市内の主要な公共交通、道路(2車線以上)

注1) 道路の主要路線は一般国道及び府道(改良済)、都市計画道路、主要な市道(2車線以上)を抽出
 注2) 主要なバス路線はバス運行本数が30本/日・片道以上、かつ、都市機能が集積している拠点などと直結する路線を抽出
 注3) 医療施設は二次・三次救急医療施設のうち、内科又は外科診療のない病院を除いたものを抽出

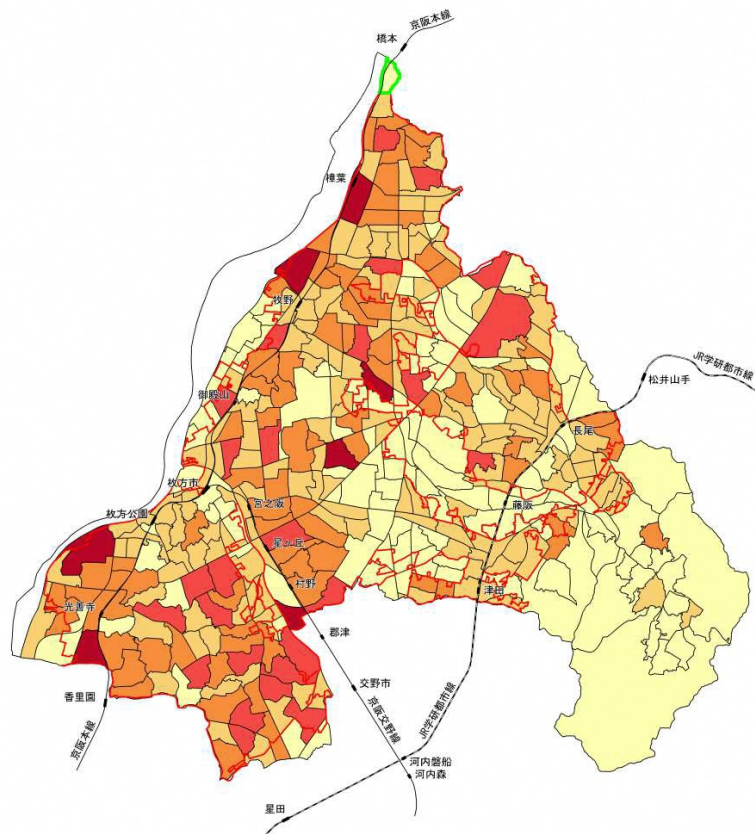
5)市街地における高齢化の進展

市街地の高齢化の進展などに伴い、自動車を運転できない多様な都市住民が、医療・福祉・商業等の生活サービス施設に公共交通を利用してアクセスするなど、日常生活において移動を支える公共交通のニーズが高まっていくことが予想されます。

高齢者数(H22)	88,557人
-----------	---------

D I D
 新市街地
 平成27年4月時点

高齢者数(2010年)
 単位：人
 100未満
 100以上300未満
 300以上500未満
 500以上800未満
 800以上

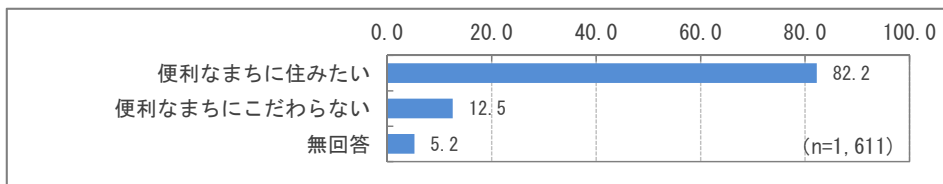


現在の高齢者数(平成 22(2010)年)

6)市民アンケート調査

①「より便利なまちにしていきたいこと」に対する考え方

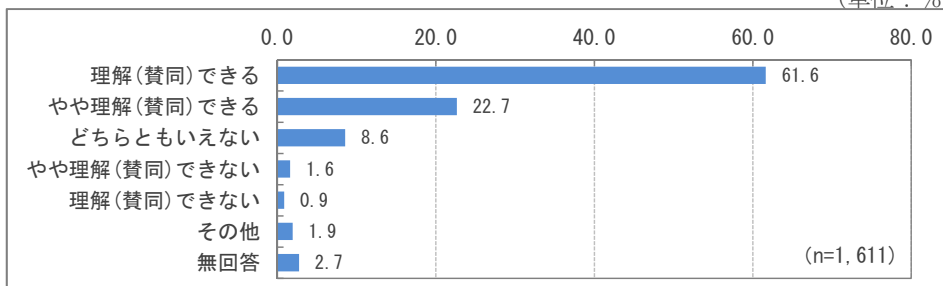
(単位：%)



「便利なまちに住みたい」と回答された方の割合が約 82.2%と最も多く、「便利なまちにこだわらない」と回答された方が約 12.5%と少なくなっています。

②歩いて暮らせるまちづくりの取り組みのうち、「公共交通(電車・バスなど)を充実させること」に対する考え方

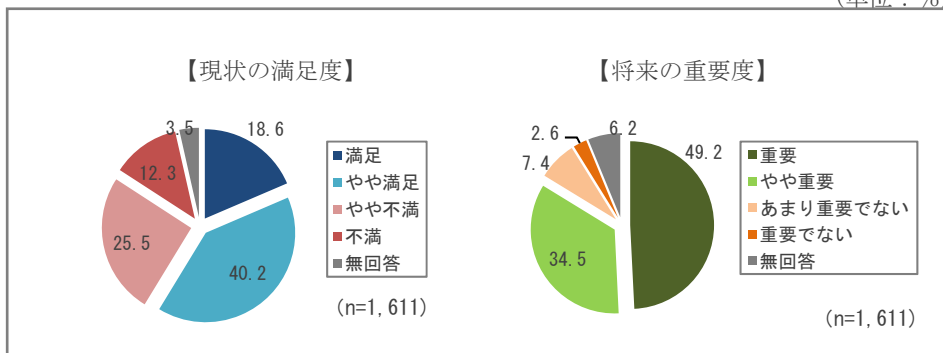
(単位：%)



「電車やバスなどの公共交通を充実させること」について、「理解(賛同)できる」と「やや理解(賛同)できる」と回答された方の割合を合計すると約 84.3%となっています。

③公共交通の利便性の向上(バスの本数の増加、電車とバスの乗り継ぎを良くするなど)

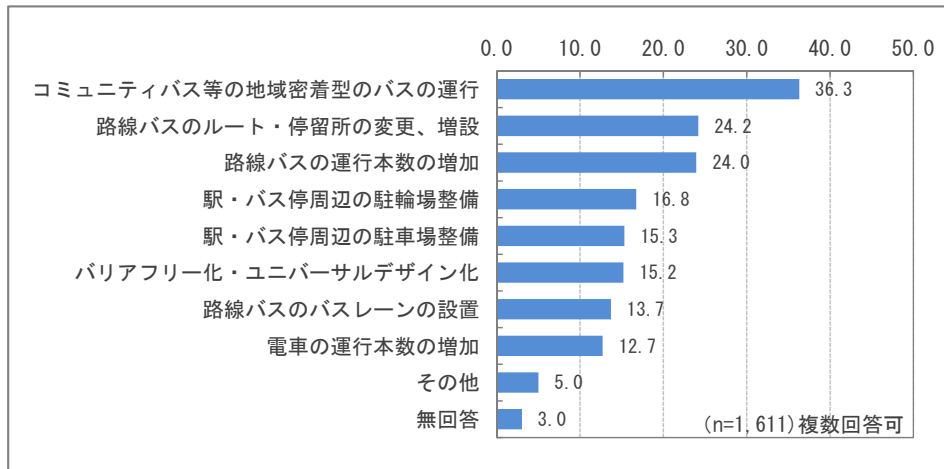
(単位：%)



公共交通の利便性について、満足・やや満足として回答された方が約 58.8%ですが、不満・やや不満と回答された方が、約 37.8%となっています。

④電車やバスなどの公共交通を充実させ、利便性を高めるための必要な取り組み

(単位：%)



電車やバスなどの公共交通を充実させ、利便性を高めるための必要な取り組みでは、「コミュニティバス等の地域密着型のバスの運行」と回答された方の割合が約36.3%と最も多く、続いて、「路線バスのルート・停留所の変更、増設」や「路線バスの運行本数の増加」と回答された方が多くなっています。

●公共交通に関する課題

- 公共交通により利便性の高いエリアへ居住誘導を図るなど、計画的な都市づくりの促進とともに、持続可能な公共交通機能の確保などを行うことにより利便性が高く暮らしやすい都市づくりを進めていくことが求められています。
- 医療・福祉・商業などの生活サービス施設へのアクセスなどの日常的な生活における移動を支える公共交通に対するニーズが高まっていくことが予測されており、利用しやすい公共交通環境を整えていくことが求められています。
- 主要なバス路線となる道路の改良や整備などを計画的に実施していくことが求められています。

(4)都市機能の立地

1)生活サービス施設(医療、福祉、商業など)

ここでは、生活サービスに関する施設のうち、日常生活に欠かせない主要な都市機能として医療、高齢者福祉施設及び商業施設を対象としています。

公共交通機関からの徒歩圏内(鉄道駅から概ね800m、又はバス停から半径概ね300m)において、日常生活サービス(医療、福祉、商業の3種類全て)の提供を受けることができる徒歩圏内(各施設から概ね800m)の人口カバー率は、約57.8%となっています。

これは、人口密度が高い市街地で局所的にカバーできていないものの、三大都市圏の人口カバー率の平均値(約53.5%)と比較すると高いカバー状況であることを示しています。

生活サービス施設は、高齢化や障害などの様々な事由により自動車を運転できない方でも利用しやすく、過度に自家用車に依存せずに施設にアクセスできることを促進していく観点から、より利便性が高いエリアに立地させていくことが重要となります。

このことから、生活サービス施設は、公共交通及び徒歩などによるアクセスを想定して、医療・福祉・商業などの複合的な都市機能を都市拠点にまとまって立地を促進させることが、利用しやすく一体的なサービスの提供を効率的に実現させていくことにつながります。

また、これらの生活サービス施設は、それぞれの特性に応じて一定の利用圏人口によって持続的に維持されると考えられており、市街地の人口密度や将来の見通しを踏まえて立地を促進させることが、これらのサービスの提供を持続可能なものにしていくとともに、効率的なサービスの提供を実現していくことにつながります。

①医療施設

○調査対象とした医療施設

医療施設は、傷病の治療のみならず疾病の予防などを含む医療サービスを提供するもので、入院施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有する「診療所」と、20人以上の患者を入院させるための施設を有する「病院」（市内25箇所の病院のうち、内科又は外科診療を行っている21箇所の病院を抽出）に区分しています。

○医療施設に関する計画

「大阪府保健医療計画」（平成25(2013)年4月大阪府作成）

医療分野に関する計画では、大阪府において平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの計画期間で、「大阪府保健医療計画」が作成されています。

この計画において、本市は北河内の他6市とともに北河内二次医療圏に位置づけており、この医療圏においては整備すべき療養病床及び一般病床の目標となる基準病床数については9,390床とし、平成24(2012)年10月1日時点における既存病床数は9,667床として圏域内の病床数は量的に充足している状況です。

また、市内には、高度医療の提供などの機能を備えた特定機能病院である関西医科大学附属病院や、地域医療支援病院として星ヶ丘医療センターと枚方公済病院が位置づけられており、これらをはじめとして主要な病院が市内の各所に立地し、機能的にも充実している状況です。

「大阪府地域医療構想」（平成28(2016)年3月大阪府策定）

令和7(2025)年における必要病床数の推計については、この計画の一部として大阪府が策定した「大阪府地域医療構想」において、北河内二次医療圏内の将来の人口は減少するものの高齢者人口が増加することによって、既存病床数を上回る13,110床となっているなど、将来における医療需要が高まることを見込まれています。

医療提供体制の現状及び将来医療需要を踏まえ、不足する医療機能の病床への転換の推進や、各医療機能の連携促進、救急医療体制の確保などにより病床機能の分化・連携を促進するとともに、在宅医療を充実していくこととしています。

(上段：人/日、下段：床)

	高度急性期 (医療機関所在地)	急性期 (医療機関所在地)	回復期 (医療機関所在地)	慢性期 (医療機関所在地)	小計	在宅医療等 (患者住所地)	合計
医療需要	897	3,369	4,060	2,837	11,163	20,066	31,229
必要病床数	1,197	4,319	4,511	3,083	13,110		13,110

北河内二次医療圏の医療需要及び必要病床数推計(令和7(2025)年)

○医療施設のカバー状況

診療所の徒歩圏域(概ね800m)人口カバー率については約99.7%となっており、居住エリアをほぼカバーできている状況です。

病院の徒歩圏域人口カバー率は、病院(内科又は外科診療が無いものを除く)については約58.9%となっており、空白地が残されている状況ですが、関西医科大学附属病院や市立ひらかた病院が枚方市駅の圏域内に立地しているなど、主要な鉄道駅周辺や人口密度が高く、アクセス性が高いエリアに病院が立地している状況です。

○医療施設へのアクセス

医療施設へのアクセス手段については、診療所へのアクセスは徒歩やバスなどが多い傾向となっており、病院については、自家用車によるアクセスが多いものの徒歩やバスなどのアクセスも多い傾向です。

○医療サービスに対するニーズ

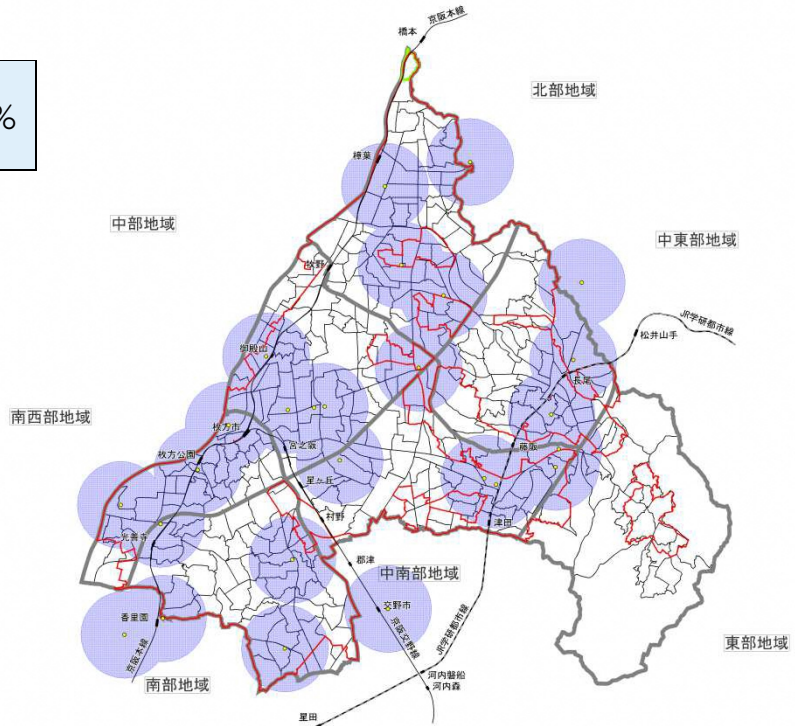
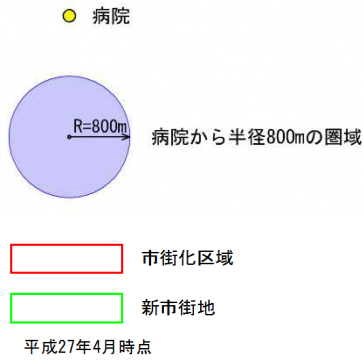
人口は減少傾向であるものの、高齢者数の増加により医療需要は高まることが予測されている状況です。また、初期救急から高度救急医療を含む各医療機関の連携強化を図り、より効率的、効果的に運用できる救急医療体制の確保が求められています。

○医療施設に関する課題

徒歩や公共交通などによりアクセスしやすくしていくとともに、医療機能を確保し、既に立地している病院を中心に、良好なカバー状況を維持していく観点から、都市全体での医療サービスのカバー状況を保ちつつ、人口が集中するエリアにおいては継続的に医療施設の立地を促進させるとともに、施設機能の維持、充実を図っていくことが求められています。

医療施設(病院)の立地状況

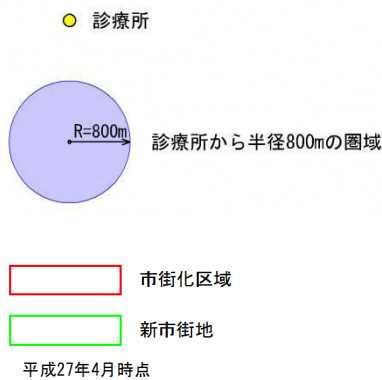
医療施設(病院) 人口カバー率	約 58.9%
--------------------	---------



病院(内科又は外科が無いものを除く)の人口カバー率

医療施設(診療所)の立地状況

医療施設(診療所) 人口カバー率	約 99.7%
---------------------	---------



診療所の人口カバー率

注) 施設の情報は、国土交通省ホームページ「国土数値情報 ダウンロードサービス 医療機関(平成26(2014)年度)」より

注) 市街化区域は、平成27(2015)年4月時点

②高齢者福祉施設

○調査対象とした高齢者福祉施設

高齢者福祉施設は、デイサービスやデイケアなどの通所系施設、高齢者の住宅を訪問し、介護や看護を提供する訪問系事業所、高齢者の総合相談窓口の機能を有した地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の3つに区分しています。

○高齢者福祉施設に関する計画

高齢者福祉分野に関する計画については、本市において平成27(2015)年3月に「ひらかた高齢者保健福祉計画21(第6期)」(平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間の計画)を策定しています。

この計画では、高齢者が住みなれた環境で生活を継続できるようにするため、市内を13の日常生活圏域に分割し、圏域毎に地域密着型サービスや介護保険サービスなどの提供量、施設整備量を見込むとともに、医療・介護や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活圏域において提供する地域包括ケアシステムの構築をめざし、その目標年次である令和7(2025)年に向けた体制づくりに取り組んでいます。

また、地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)については、13圏域毎に設置を図り、高齢者福祉に関する多種多様な相談などに対応できる体制を整備しています。

○高齢者福祉施設のカバー状況、立地状況

高齢者福祉施設の徒歩圏域(概ね1km)における高齢者(65歳以上)人口カバー率については、通所系施設は約99.6%、訪問系施設は約98.5%、地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)は約64.1%となっており、それぞれにおいて居住エリアをカバーできている状況です。

○高齢者福祉施設へのアクセス

通所系施設は、高齢者の住居から施設への送迎を実施しており、訪問系事業所については、スタッフが高齢者の自宅に訪問するため、施設や事業所へのアクセスの問題は生じにくい状況です。

地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)については、本市が設定している日常生活圏域に1箇所ずつ設置されており、身近なエリアに立地していることから、徒歩などによるアクセスがしやすい状況です。

○高齢者福祉施設のニーズ

高齢者福祉施設の施設需要については、都市全体での高齢者の増加に伴い、各種福祉サービスなどの提供量の増加が見込まれており、都市拠点だけではなく郊外も含めた全地域での施設需要が高く、日常生活圏域毎に新たな施設の整備を見込んでいる状況です。

○高齢者福祉施設に関する課題等

高齢者福祉施設については、交通利便性が高く医療などの多様な都市機能が集積する都市拠点において、施設立地を図る事で一体的なサービスを効率的に提供していくことが求められていますが、その一方で、高齢者が住みなれた地域において、施設立地を促進することも求められています。

このことから、市全域で施設整備を支援していくことが、高齢者が安心して暮らしやすい都市を実現させていくことにつながっていきます。

通所系施設の立地状況

通所系施設の徒歩圏域
 人口(高齢者)カバー率 約99.6%



福祉施設の人口(65歳以上)カバー率(通所系施設)

訪問系施設の立地状況

訪問系施設の徒歩圏域
 人口(高齢者)カバー率 約98.5%



福祉施設の人口(65歳以上)カバー率(訪問系施設)

地域包括支援センターの立地状況

地域包括支援センターの徒歩 圏域人口(高齢者)カバー率	約64.1%
--------------------------------	--------



地域包括支援センターの
人口(65歳以上)カバー率(訪問系施設)

注)施設の情報とは、国土交通省ホームページ「国土数値情報 ダウンロードサービス(福祉施設 平成23(2011)年度)」、枚方市ホームページより
注)市街化区域は、平成27(2015)年4月時点

③商業施設

○調査対象とした商業施設

商業施設は、日常的な生活に欠かすことのできない食料品などを購入できる一定規模以上の商業施設(延べ床面積が約1,500㎡以上のスーパー、百貨店など)としています。

○商業施設のカバー状況、立地状況

商業施設の徒歩圏域(概ね800m)人口カバー率は約76.6%となっており、三大都市圏の平均徒歩圏域人口カバー率(約83%)よりも低くなっているものの、居住エリアに対してバランス良く施設が立地しています。

人口密度が低い工業系のエリアの他に、局所的に北部地域、長尾駅の北西エリア、枚方公園駅から光善寺駅にかけての周辺エリア、東部地域の各一部における人口密度が高い居住エリアについては、施設からの徒歩圏域にカバーされていない状況です。

○商業施設へのアクセス

商業施設へのアクセス手段については、自家用車などによるアクセスが最も多くなっており、徒歩や自転車によるアクセスを上回っている傾向となっています。

○商業施設のニーズ

商業施設の存続は、一定の利用圏域内の人口及び人口密度に影響を受けると考えられますが、本市の将来的な市街地の人口密度の低下による影響は、商業施設を立地させていくことが十分に可能な範囲に留まることが予測されており、人口動向などを踏まえて新たな施設の適正立地の誘導や施設の維持などを図っていくことが重要となります。

また、高齢化が進むことや自動車を運転できない場合などを踏まえて、多様な都市居住者が商業サービスの提供を受けられるように、より利便性が高いエリアに商業機能を確保していくことが求められています。

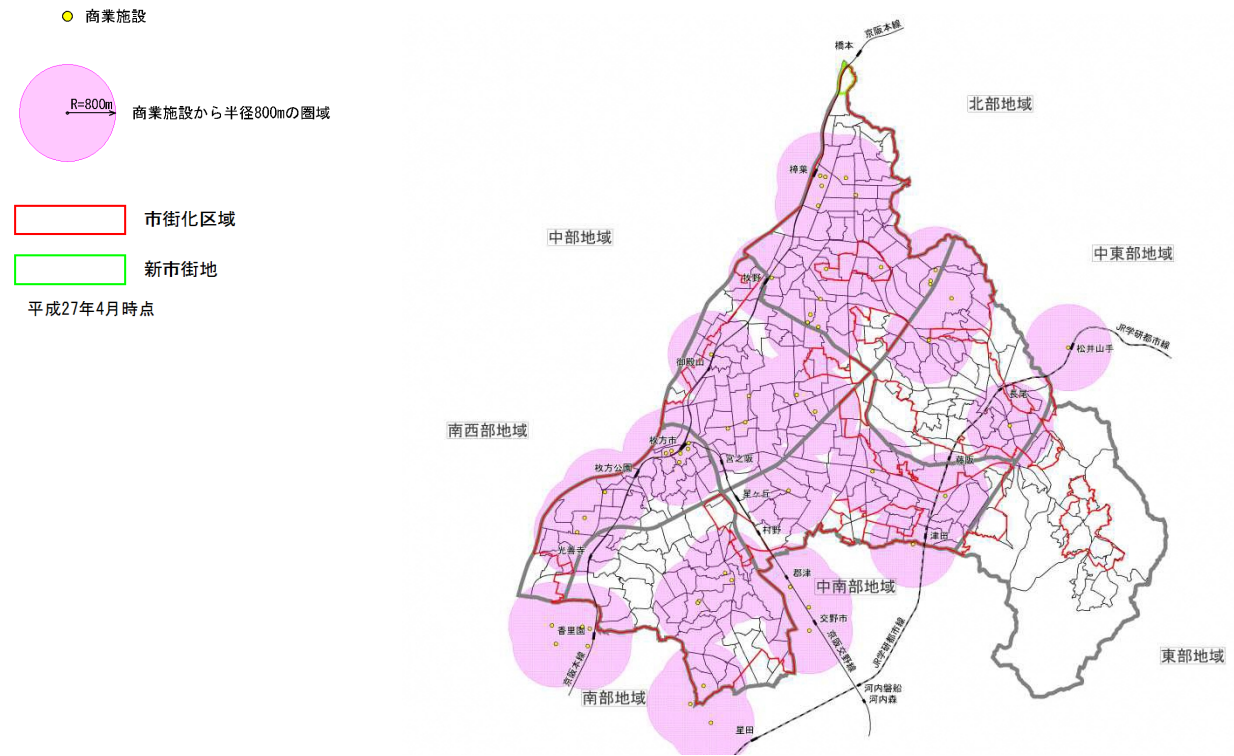
○商業施設に関する課題等

利用しやすい商業サービスを持続的、効率的に提供していくために、利便性の高いエリアに商業施設の立地の促進を図るとともに、施設機能の維持、充実を図っていくことが求められています。

また、商業施設は、その周辺エリアへの買物の利便性を高めるとともに、周辺エリアの賑わいの創出や街の魅力を充実させていく特性があることから、都市拠点などへ立地を促進させ、街の発展につなげていくことなどが求められています。

商業施設の立地状況

商業施設の 徒歩圏域人口カバー率	約 76.6%
---------------------	---------



商業施設の人口カバー率(延べ床面積が約 1,500㎡以上のスーパー、百貨店など)

注) 施設情報は、東洋経済新報社「全国大型店小売店総覧（平成 26(2014)年度）」、独自調査より
注) 市街化区域は、平成 27(2015)年 4 月時点

2)障害者福祉施設

○調査対象とした障害者福祉施設

障害者総合支援法では、障害種別に関わらずサービスが提供されます。

同法で規定されるサービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する地域生活支援事業に大別されます。

障害者福祉施設については、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援事業」、「地域活動支援事業(相談支援、移動支援、通学支援、地域活動支援センター、日中一時支援等)」、「障害児支援サービス」に区分しています。

○障害者福祉施設の立地件数(平成 28(2016)年 3 月現在)

種類		件数
日中活動系サービス事業所	生活介護	30
	自立訓練	1
	就労移行支援	6
	就労継続支援(A型)	1
	就労継続支援(B型)	29
地域生活支援事業 相談支援事業所	相談支援事業所・地域活動支援センター事業所	14
障害児支援サービス事業所	児童発達支援	14
	医療型児童発達支援	1
	放課後等デイサービス	30
	保育所等訪問支援	3

注)複数のサービスを実施している施設があるため市内全域の施設数とは一致しません

○障害福祉に関する計画

障害福祉分野における主たる計画は、本市では、平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度の 10 箇年を計画期間とした「枚方市障害者計画(第 3 次)」と平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度の 3 箇年を計画期間とした「枚方市障害福祉計画(第 3 期)」を一体的に策定し、その後、平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度の 3 箇年を計画期間とした「枚方市障害福祉計画(第 4 期)」を策定しています。

「枚方市障害者計画」は、障害者基本法に基づく計画であり、障害福祉に係るサービスのみならず、まちづくり、教育など地域で生活していくために必要な障害者施策全般に関する目標及び目標を達成するための方策を策定しています。

また、「枚方市障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標などを定めるとともに整備の方向性について示しています。

両計画では「障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします」、「障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします」の 2 つを基本理念に掲げ、障害のある人が障害のない人と同じように地域社会の中で生活ができるよう社会資源を整備し、自己決定に基づいて、その人らしく生

きる権利が保障されるまちをめざすとともに、障害者一人ひとりが地域活動や文化活動、就労などを通じて、いきいきと社会生活に参加できるまちをめざすこととしています。

○障害者福祉施設へのアクセス

障害者福祉施設のうち、日中活動系サービス事業所については、比較的アクセスの良い幹線道路沿道に点在して配置されているものの、送迎などに課題がある状況です。

また、相談支援施設については、地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障害種別にかかわらず対応できる施設として、市域には6箇所が整備されているものの、アクセス性に課題がある状況です。

○障害者福祉施設に関する課題等

本市では、障害者が自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めるなど、住みたいまちで住み続けられるようグループホームの整備促進に努めています。

また、学校通学中の障害児の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供する放課後等デイサービス事業については、利用者ニーズが高く、施設は増加傾向にあります。

利便性の高いエリアへ誘導することが望ましい施設であると同時に、障害のある市民が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちづくりを促進するとともに、利用者のニーズを踏まえた支援施設の設置が望まれており、市全域において、障害者福祉施設の整備支援への取り組みが求められています。

3)子ども・子育て支援施設

○調査対象とした子ども・子育て支援施設

子ども・子育て支援施設は、就学前の子どもに対する教育・保育や子育て支援サービスを提供する施設である保育所(園)、幼稚園(認定こども園を含む)とします。

○子ども・子育て支援施設に関する計画

子ども・子育て支援施設に関する計画として、平成27(2015)年3月に「枚方市子ども・子育て支援事業計画」(平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間の計画期間)を策定し、子ども・子育て支援法の制定を背景とした「子ども・子育て支援新制度」に対応し、幼児期の質の高い教育・保育サービスの総合的な提供や保育の量的拡大、地域子ども・子育て支援事業を推進しています。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や療育体制の拡充などに取り組んでいます。

本市の保育所(園)は建設から40年以上を経過しているものがあり、老朽化が進んでいることから、施設環境の整備や設備の充実などを計画的に進めていきます。併せて公立保育所の民営化や統廃合も視野に入れ、効果的、効率的な保育所配置の再構築を検討しています。

また、公立幼稚園については、運営及び配置のあり方について再検討を行っており、そうした公立保育所・幼稚園の再構築などによる既存施設の有効活用や節減した経費を活用して、教育・保育の質の向上や地域子育て支援の充実、保育の量的拡大を推進しています。

○子ども・子育て支援施設の人口カバー状況、立地状況

市内の保育所(園)の徒歩圏域(概ね800m)における人口(0~4歳)カバー率は約92.8%となっており、一部のエリアを除き居住エリアのほとんどをカバーしている状況です。

また、幼稚園の人口カバー状況としては、人口(0~4歳)カバー率は約73.9%となっており、局所的にカバーできていない空白地帯が見受けられますが、居住エリアに対しては概ねカバーできている状況です。

○子ども・子育て支援施設へのアクセス

子ども・子育て支援施設へのアクセス手段については、住宅と施設の距離などに影響されますが、高いカバー状況を背景に徒歩や自転車によるものが多い傾向となっていますが、自動車によるものもあります。

なお、市内の幼稚園へのアクセス手段については、通園バスによる送迎が行われているものが多い状況となっており、身近なエリアに施設が立地しなくても、サービスの提供や施設へのアクセスは実質的には確保できている状況です。

○子ども・子育て支援のニーズ

本市の就学前児童数は、平成12(2000)年をピークに減少傾向ですが、住宅やマンション開発などによる地域別の児童数の増加への対応や共働き家庭の増加、ひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所(園)における定員増などによる保育量の拡大を図るとともに、子どもの健やかな成長のために適切な環境を確保するなど質の向上が求められています。

○子ども・子育て支援施設に関する課題等

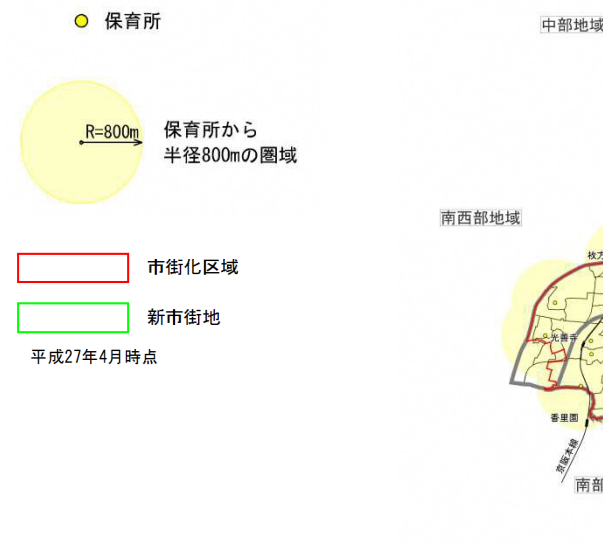
子ども・子育て支援施設の徒歩圏域人口カバー率は高い状況であるものの、社会経済情勢の変化や子ども・子育て支援新制度の施行に伴い増加している保育需要への対応、とりわけ満3歳未満の児童の保育需要が増加している中で、待機児童が生じないよう取り組みを進めることが求められています。また、子育ての悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう、身近な地域で支援を受けられる環境整備が必要となっています。

子ども・子育て支援施設の有無は、子育て世代にとって居住場所を決める際に、重要な要素の一つとなっていると考えられ、他の都市機能と合わせて、子育て世代の都市居住を促進していくために欠かせない施設の一つとして、機能充実とともに、利便性の高い場所への立地が求められています。

こうしたことから既存の子ども・子育て支援施設の更なる機能向上を図っていくとともに、認可保育所の定員増を基本としながら、認定こども園の普及促進や小規模保育事業の実施などに取り組むことが、量的拡充とともに、より充実した子ども・子育て支援サービスの効率的な提供の実現につながります。

保育所(園)の立地状況

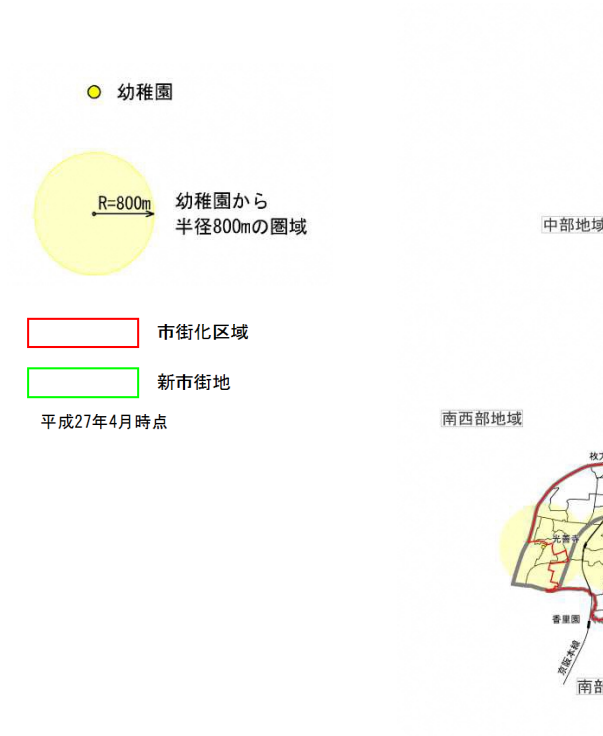
保育所(園)の徒歩圏域
 人口(0-4歳)カバー率 約92.8%



保育所(園)の人口(0~4歳)カバー率

幼稚園の立地状況

幼稚園の徒歩圏域
 人口(0-4歳)カバー率 約73.9%



幼稚園の人口(0~4歳)カバー率

注) 施設情報は、枚方市ホームページ「子育てわくわくサイト」より
 注) 市街化区域は、平成27(2015)年4月時点

4) その他の都市機能(図書館、文化施設)

○調査対象とした施設

都市に立地が求められる主要な都市機能に関わる施設としては、図書館や、多目的ホール及び集会機能を持った生涯学習市民センターや枚方市市民会館をはじめとする教育・文化施設です。

○関連する計画

図書館施設に関する計画としては、平成28(2016)年3月に「枚方市立図書館第3次グランドビジョン」を策定し、図書館は、中央図書館を司令塔として、分館などの図書館がそれぞれに与えられた役割を果たしつつ、緊密な連携関係を維持することで、市立図書館全体としてサービスを維持・向上させていくことを明らかにしています。また、同ビジョンでは、全体として滞在型図書館への移行を進めるとともに、施設規模や利用圏域などを踏まえながら、施設配置の見直しを進めることとしています。

生涯学習市民センターに関する指針としては、平成27(2015)年3月に「枚方市生涯学習推進基本指針」を策定し、市民への学びや活動の場の提供を図るため、生涯学習市民センターを含めた生涯学習関連施設、市民交流センター、図書館などの施設機能やサービスの提供を図っていくこととしています。

文化施設に関する主要施策としては、平成26(2014)年6月に「総合文化施設整備計画」を策定し、市民への文化芸術の提供や活動の促進とともに、枚方市駅周辺エリアへの広域的な集客・交流によるにぎわい創出や都市全体の魅力の向上をめざして、広域中心拠点である枚方市駅周辺地区への文化芸術の拠点施設となる総合文化施設の立地を進めています。

○施設の立地状況

文化施設については、8箇所の生涯学習市民センターや、市民会館など多目的ホールや地域交流機能を有した施設を含め計14箇所が立地しており、いずれも鉄道駅やバス停の周辺など利便性の高いエリアに立地しています。

本市が管理する図書館については、中央図書館、7分館(香里ヶ丘図書館を除く6分館が生涯学習センターとの併設)を設置しており、利便性の高いエリアに立地しています。

これら以外にも11箇所の分室を設置しているほか、こうした固定施設を利用しにくい地域には24箇所に自動車文庫ステーションを設置し、図書館サービスを市全域に提供をしています。

○施設へのアクセス手段

鉄道駅の周辺などの主要な拠点において立地している施設が多く、施設にアクセスしやすい状況となっており、交通利便性の高いエリアに立地していることで、広範囲のエリアを対象としたサービスの提供を行うことができている状況です。

これらの施設へのアクセス手段においては、こうしたアクセス性が高い立地状況を背景として、徒歩や自転車、公共交通によるアクセスが多い傾向となっています。

○施設に関する課題等

図書館や文化施設については、周辺市街地の人口動態などの将来的な需要を踏まえ、規模などの適正化を図りつつ、利便性が高いエリアへの立地の促進や施設機能の維持、充実を図っていくことが求められています。

また、これらの施設は、地域交流をもたらし、文化的活動の促進や都市の魅力を高めるなどの波及効果が期待されていることから、都市拠点への立地を促進することが求められています。

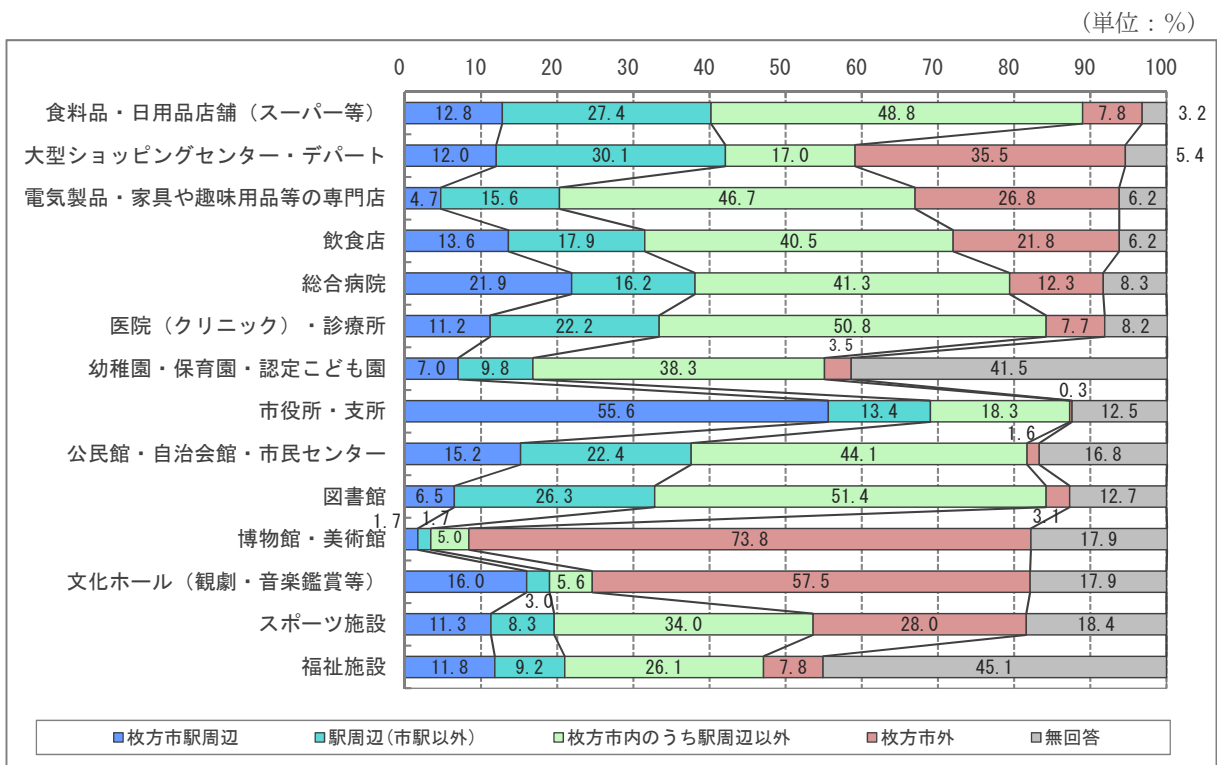
5)市民アンケート調査

①施設の利用場所について

施設の利用場所では、枚方市駅周辺においては「市役所・支所」が約55.6%と最も多く、次いで「総合病院」となりました。また、枚方市内の駅周辺以外においては、「図書館」が約51.4%と最も多く、次いで「医院(クリニック)・診療所」となりました。さらに、枚方市以外では「博物館・美術館」が約73.8%と最も多く、次いで「文化ホール(観劇・音楽鑑賞等)」となりました。

各施設の利用場所のうち枚方市駅周辺が占める割合は、市役所と総合病院を除く全ての項目で約2割未満となりました。

また、市全体として「駅周辺」の利用をみると、市役所・支所を除けば「大型ショッピングセンター・デパート」が最も多い(約42.1%)一方で、「飲食店」(約31.5%)、「電気製品・家具や趣味用品等の専門店」(約20.3%)、「福祉施設」(約21.0%)、「幼稚園・保育園・認定子ども園」(約16.8%)など日常的に利用する生活利便施設をはじめ、「博物館・美術館」(約3.4%)、「文化ホール(観劇・音楽鑑賞等)」(約19.0%)、「スポーツ施設」(約19.6%)などの施設も利用状況は低い結果となりました。



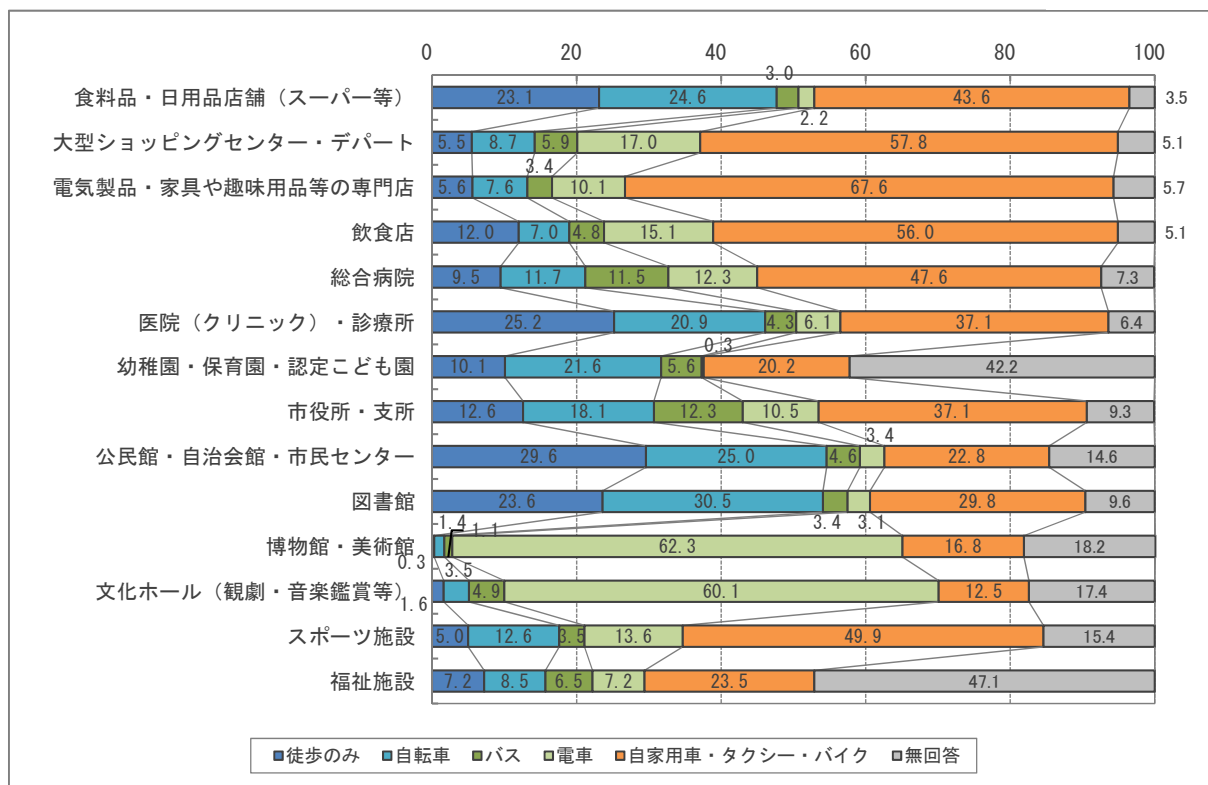
注)各項目の母数(各施設の利用件数)は、食料品等:1,581、デパート等:1,503、家電店等:1,462、飲食店:1,507、総合病院:964、診療所等:1,357、幼稚園等:287、市役所等:1,115、公民館等:567、図書館:708、博物館等:363、文化ホール:431、スポーツ施設:397、福祉施設:153

②施設へのアクセス手段について

主な移動手段では、多くの施設において「自家用車・タクシー・バイク」を利用される傾向がありますが、市外で利用が多い「博物館・美術館」、「文化ホール(観劇・音楽鑑賞等)」は、電車での利用割合が多く、また、「食料品・日用品店舗(スーパー等)」、「公民館・自治会館・市民センター」、「図書館」については、徒歩や自転車での利用割合が多い結果となりました。

なお、自家用車に依存しない公共交通など(徒歩のみ、自転車、バス、電車)の利用率をみると、これらの割合が過半数となったのは、「文化ホール(観劇・音楽鑑賞等)」、「博物館・美術館」、「公民館・自治会館・市民センター」、「図書館」、「医院(クリニック)・診療所」、「市役所・支所」、「食料品・日用品店舗(スーパー等)」となりました。

(単位：%)



注)各項目の母数(各施設の利用件数)は、食料品等:1,581、デパート等:1,503、家電店等:1,462、飲食店:1,507、総合病院:964、診療所等:1,357、幼稚園等:287、市役所等:1,115、公民館等:567、図書館:708、博物館等:363、文化ホール:431、スポーツ施設:397、福祉施設:153

●都市機能の立地に関する課題

- 都市機能を持続的に維持する人口、公共交通等によるアクセスを踏まえて、持続的に生活サービスが提供されるように、適切に施設の立地を誘導していくことが求められています。
- 「生活サービス施設」については、生活サービスが効率的に提供されるように、施設機能の維持、充実などを図っていくことが求められています。
- 「都市の魅力や活力を高める施設」の施設機能の維持、充実などを図っていくことが求められています。

(5)災害

1)水害

淀川沿岸から天野川沿岸、穂谷川沿岸及び北部地域にかけて、一定の確率での降雨時の想定によって、洪水災害などの想定区域が市街地にある状況です。

市内の主要な河川については、国が定めた「淀川水系河川整備計画」や大阪府が定めた「淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画」に基づき、河川の計画的な改修や老朽化対策の維持管理などが進められつつあり、災害リスクの軽減を図るため、こうした取り組みを促進させていくことが求められています。

また、一定の確率での降雨時の想定によって、降雨時に河川に排出されない雨水により発生する内水災害の想定区域が市街地にある状況です。

近年、下水道の計画降雨量を超える局地的集中豪雨や台風の発生による水害の不安が高まっており、浸水被害の軽減に向けた下水道の計画的な整備による防災機能の強化などの対策が求められています。

さらに洪水リスクの事前周知や災害時の避難体制の整備など、水害減災対策を引き続き促進させていくことが求められています。

2)地震

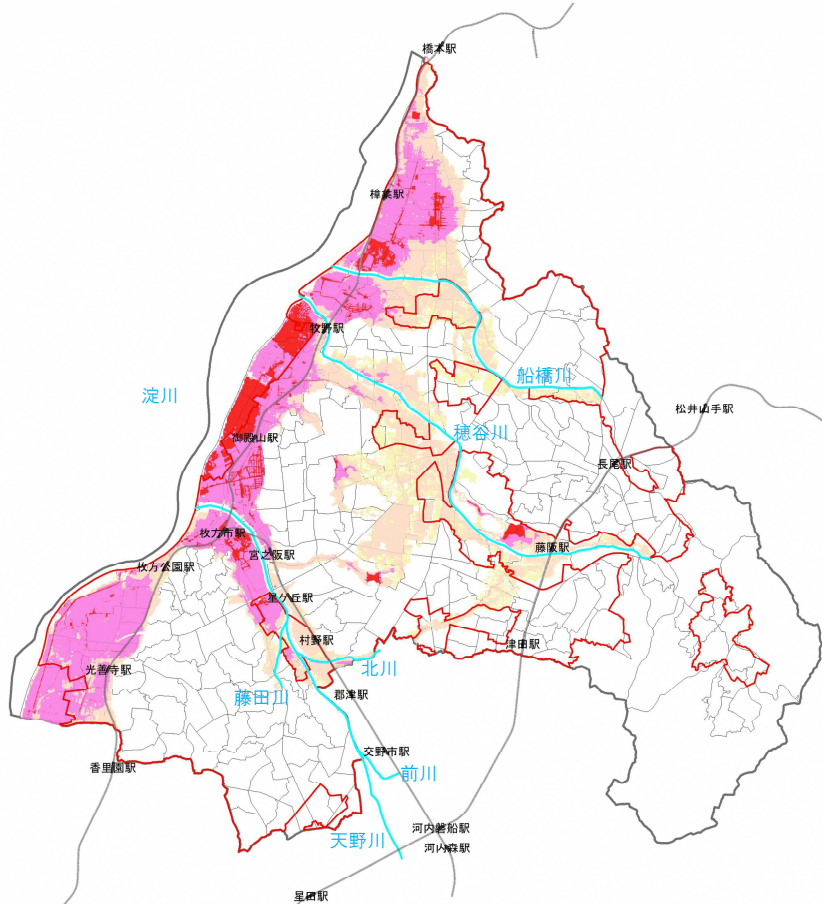
生駒断層帯地震・南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生などの自然災害も予測されており、住民などの避難を軸とした総合的な防災対策への取り組みを促進するとともに、道路、橋梁、上下水道、建築物などの耐震化や不燃化を進めることにより減災を図るなど、災害に強い都市づくりを進めることが求められています。

3)土砂災害

土砂災害については、土砂災害警戒区域が169区域、土砂災害特別警戒区域が158区域指定(令和2(2020)年4月現在)されており、市街化区域内においては局所的であるものの、東部地域においては市街化区域の内外で多く指定がされています。

また、急傾斜地崩壊危険箇所は市内で120箇所あり(平成15(2003)年3月現在)、そのうち市街化区域内において急傾斜地崩壊危険区域が10箇所指定(平成21(2009)年3月現在)、「災害危険区域」は10箇所指定(平成19(2007)年12月現在)されており、土砂災害予防対策を推進していくことが求められています。

○災害想定区域



洪水災害（想定最大規模降雨）

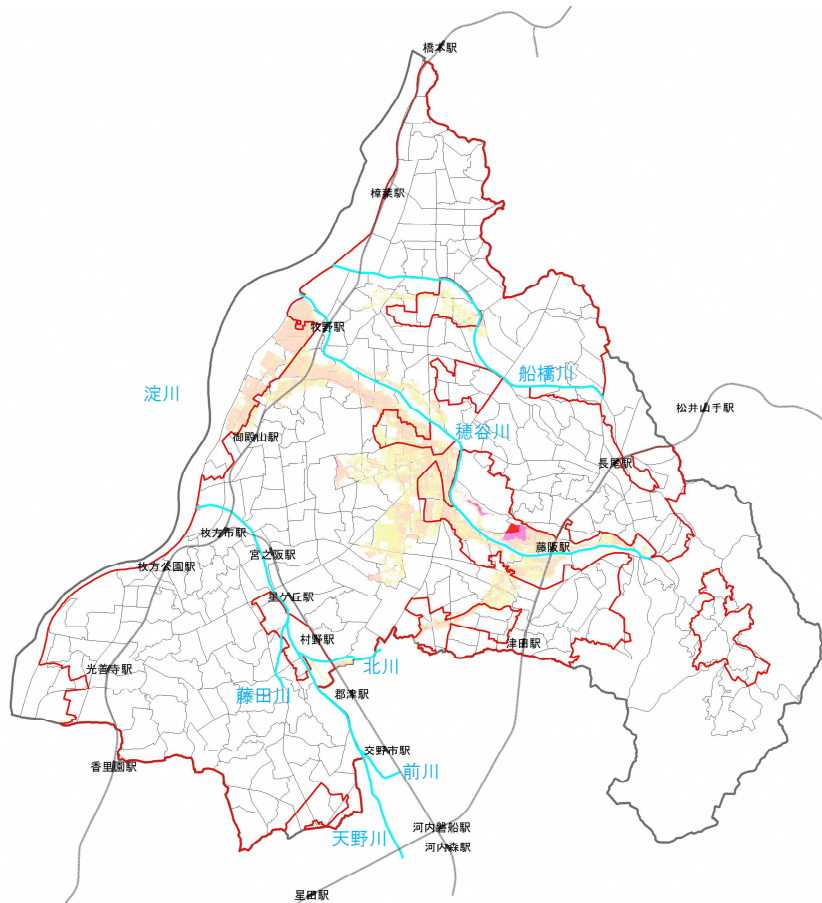
市街化区域

洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）

浸水した場合に想定される水深

- 0.5m 未満
- 0.5m 以上 3.0m 未満
- 3.0m 以上 5.0m 未満
- 5.0m 以上

注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示



洪水災害（計画規模降雨）

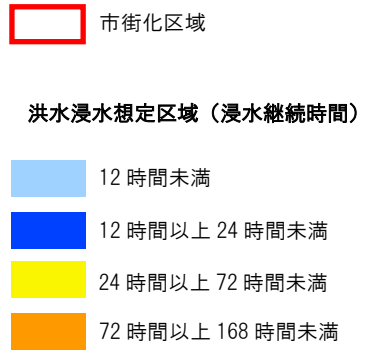
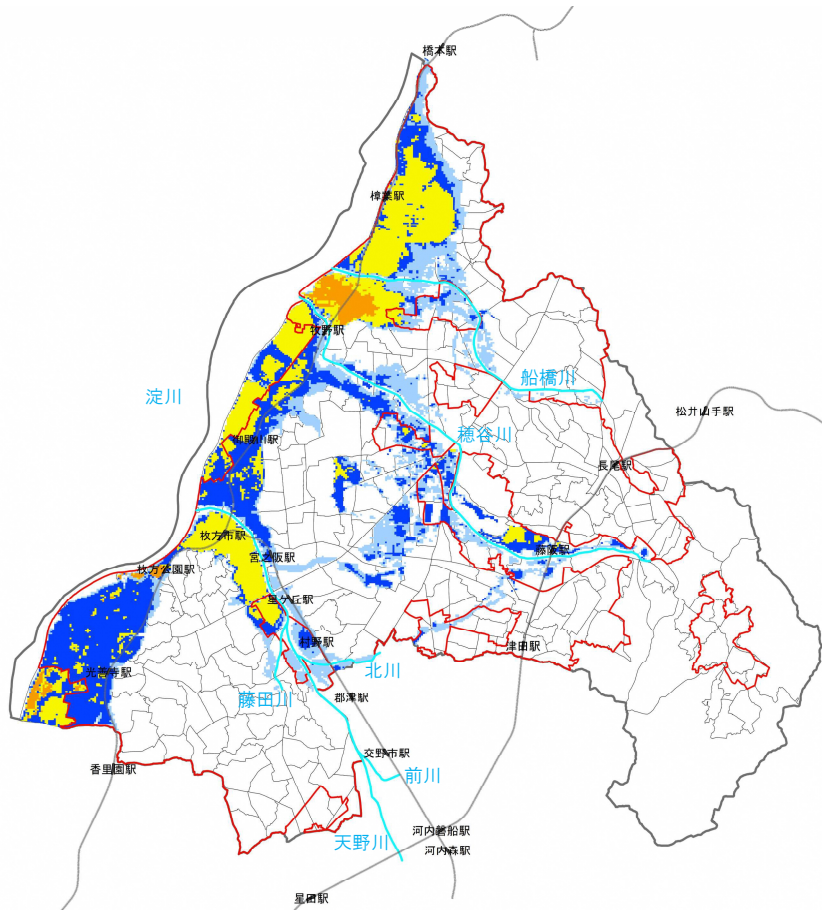
市街化区域

洪水浸水想定区域（計画規模降雨）

浸水した場合に想定される水深

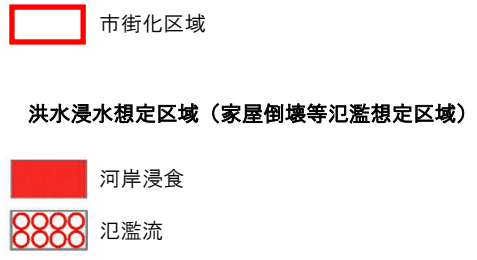
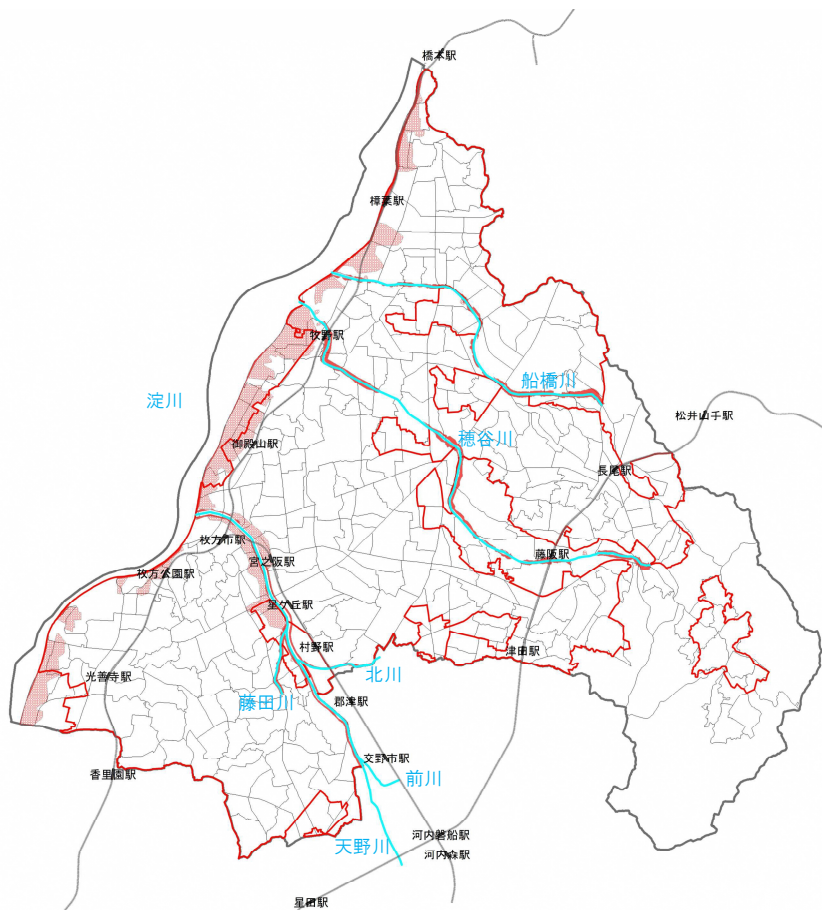
- 0.5m 未満
- 0.5m 以上 3.0m 未満
- 3.0m 以上 5.0m 未満
- 5.0m 以上

注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示



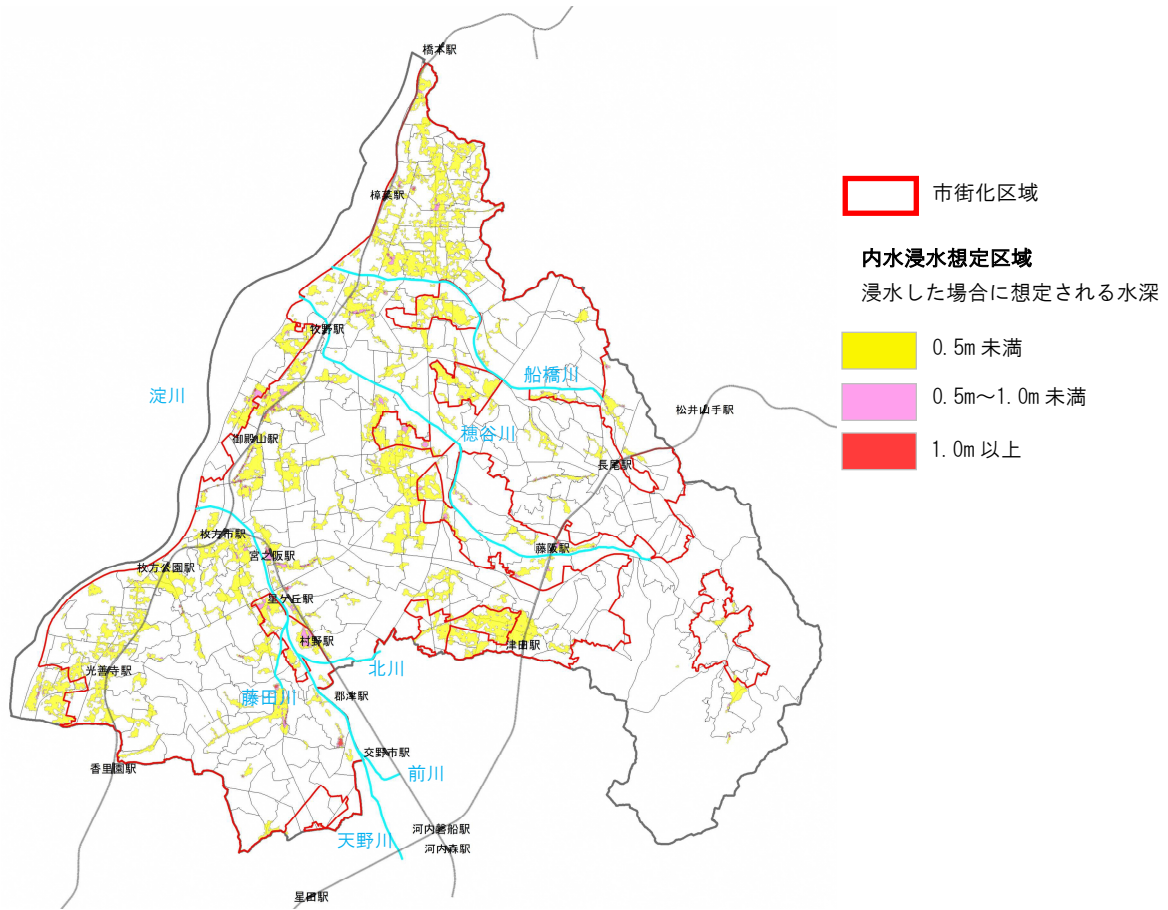
注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示

洪水災害（浸水継続時間）

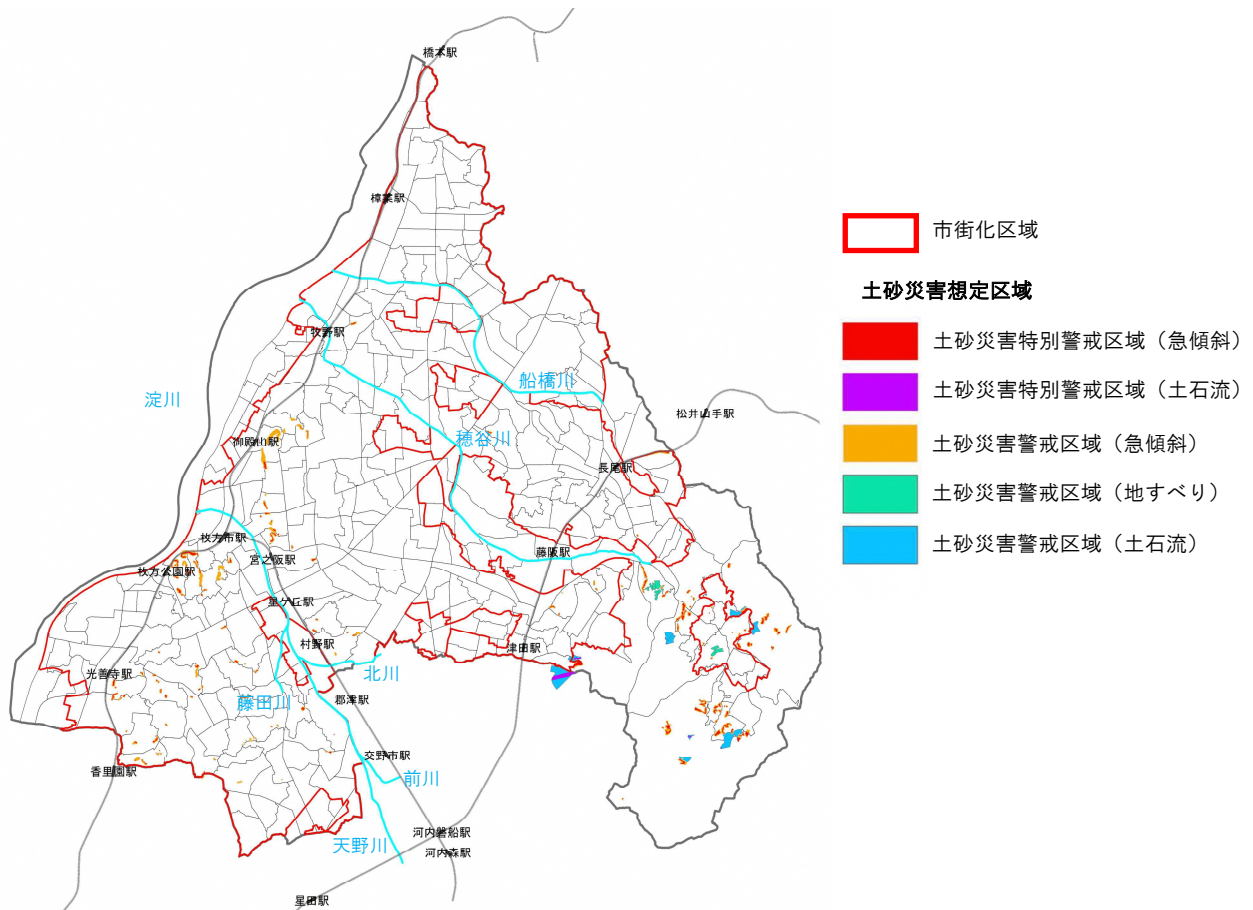


注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示

洪水災害（家屋倒壊等氾濫想定区域）



内水災害



土砂災害

注)災害情報は、枚方市防災ガイド(令和3年4月発刊)より

注)市街化区域は、令和3(2021)年4月時点

○洪水災害

①洪水浸水想定区域(想定最大規模)

水防法の規定により想定最大規模降雨が発生した場合の流量に基づき算定したもので、浸水した場合に想定される水深と浸水想定区域。

【淀川水系】淀川：枚方地点上流域の24時間総雨量 360mm(宇治川を除く区間)

宇治地点上流域の9時間総雨量 356mm(宇治川)

木津川：加茂地点上流域の12時間総雨量 358mm(淀川合流点～島ヶ原地点)

桂川：羽束師地点上流域の12時間総雨量 341mm

【船橋川、穂谷川、藤田川、北川、前川】24時間総雨量 1150mm

【天野川】24時間総雨量 1038mm

②洪水浸水想定区域(計画規模)

水防法の規定により計画規模降雨が発生した場合の流量に基づき算定したもので、浸水した場合に想定される水深と浸水想定区域。

【淀川水系】本市において、浸水は想定されていない

【船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川】24時間総雨量 243.8mm

③洪水浸水想定区域(浸水継続時間)

水防法の規定により想定最大規模降雨が発生した場合の浸水の状況を予測したもので、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間を表示。

④洪水浸水想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)

想定最大規模降雨が発生した場合の氾濫流の状況や河岸の浸食幅を予測したもので、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を表示。

○内水災害

本市で過去に発生した大雨(1時間雨量108mm)が市内全域で降った場合のシミュレーションを本市が行ったもの。(これまでに床上浸水が発生した地域を合成し表示している。)

○土砂災害

大阪府が基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある下記の区域等が指定されたもの。

①土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)

警戒区域の内、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

②土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

③土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)

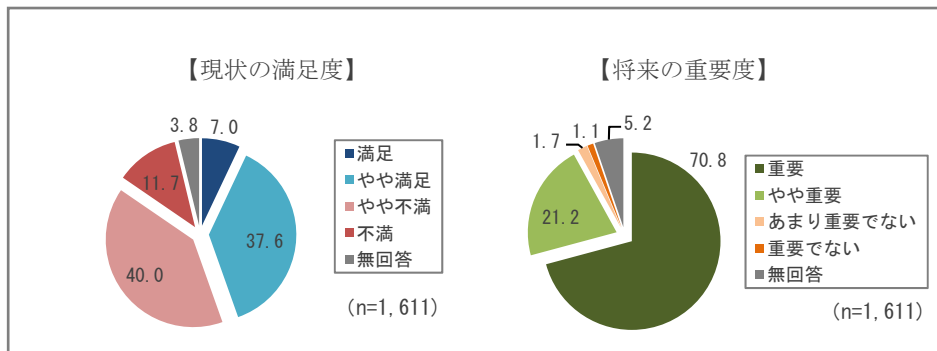
大阪府が実施した調査で判明した土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所。

4)市民アンケート調査

「災害に強いまちづくり」の推進

(建物耐震化、雨水浸水被害対策による水害防止など)に対する考え方

(単位：%)



建物耐震化、雨水浸水被害対策による水害防止など災害に強いまちづくりの推進について、不満・やや不満と回答された方が、約51.7%となっています。

また、将来の重要度については、重要及びやや重要と回答された方が、約92.0%となっています。

●災害に関する課題

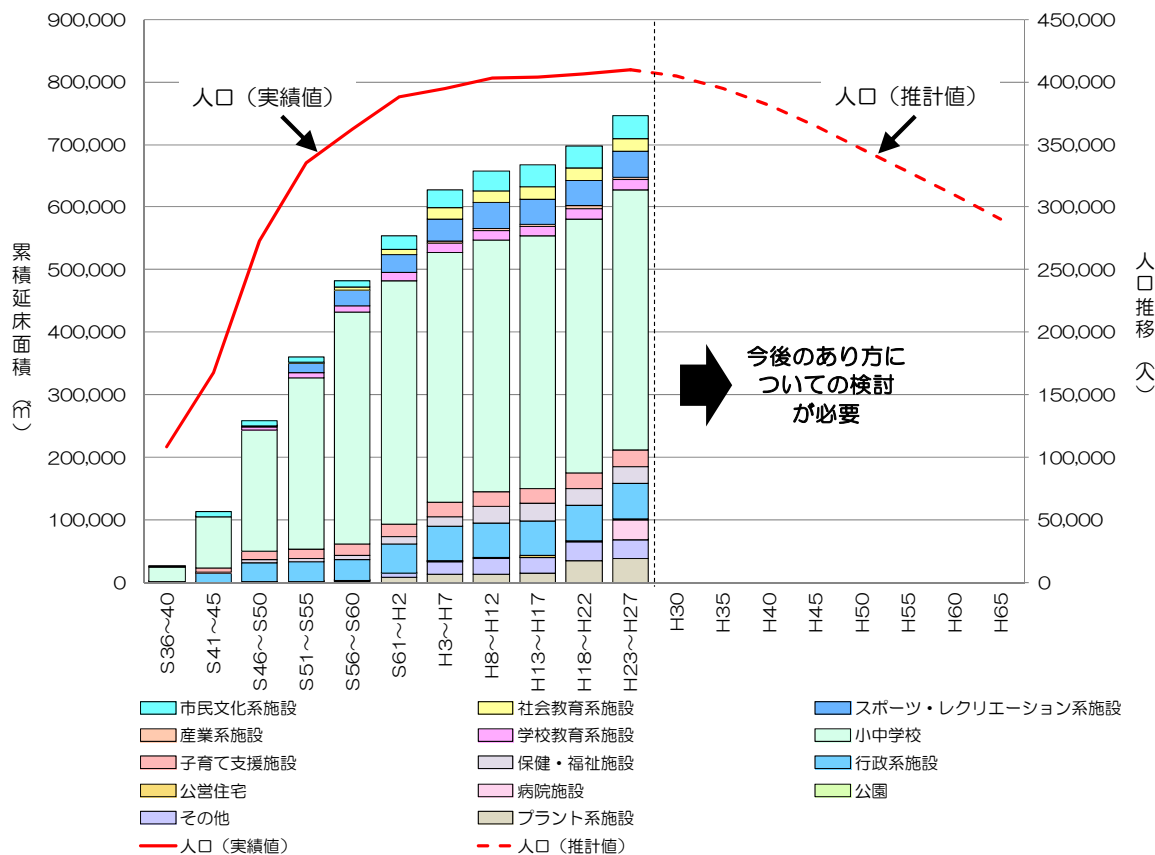
あらゆる自然災害の発生を想定し、建築物や市民生活を支える道路、橋梁、上下水道などの都市基盤の計画的な耐震化などを進めることや、浸水被害の軽減に向けた対策などにより減災の取り組みを促進するなど、より一層の防災機能の強化が求められています。

(6)公共施設

1)公共施設の現状

①人口推移と市有建築物整備の関係

本市では、昭和50年代までの急激な人口増加に対応して、行政系施設や小中学校を中心に整備を進めてきましたが、平成24(2012)年を境に人口が減少に転じ、今後も減少し続けていくと予想されているため、市有建築物の保有量について人口とのバランスを考慮した検討が必要な状況にあると言えます。



施設分類別・建築年別の延床面積と人口推移

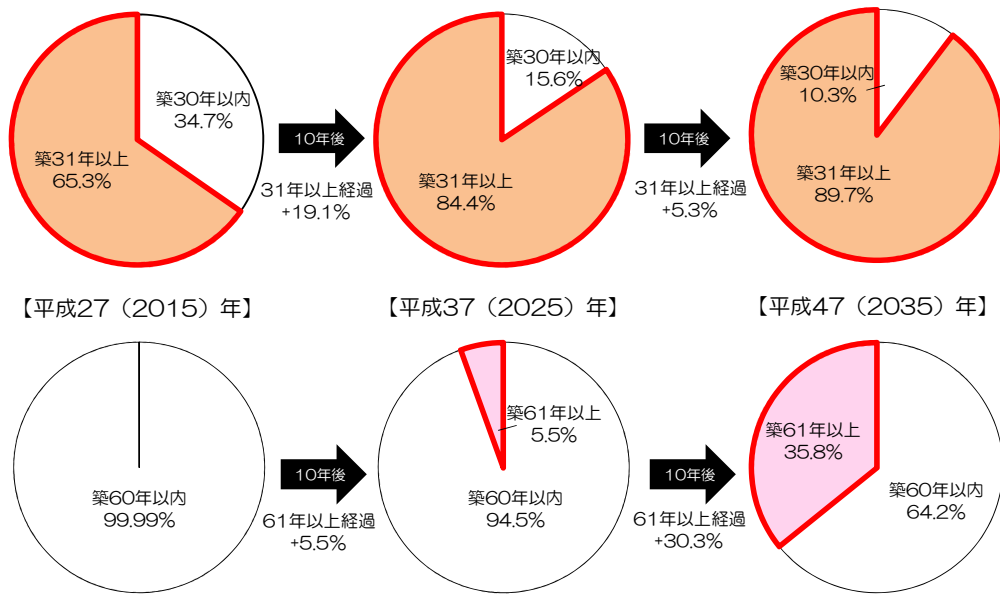
注)人口推移については平成25(2013)～令和25(2043)年は枚方市人口推計調査報告書を引用。それ以降はコーホート変化率法に基づき試算

②老朽化の状況

公共施設の更新費用を簡易に推計できるよう総務省から公開された「公共施設等更新費用試算ソフト」では、建築後30年を経過した建築物については大規模改修を実施し、同じく60年を経過した建築物については更新(建替え)する設定となっています。

この設定を基にした市有建築物の状況は、建築後31年以上の建築物が、平成28(2016)年3月時点で延床面積全体の約65.3%を占め、現在の施設をそのままの状態でも保有し続けた場合、10年後には約84.4%となります。

また、建築物の更新(建替え)の目安となる建築後61年の市有建築物は、10年後に約5.5%、20年後には約35.8%となり、さらに老朽化が進行する状況にあります。



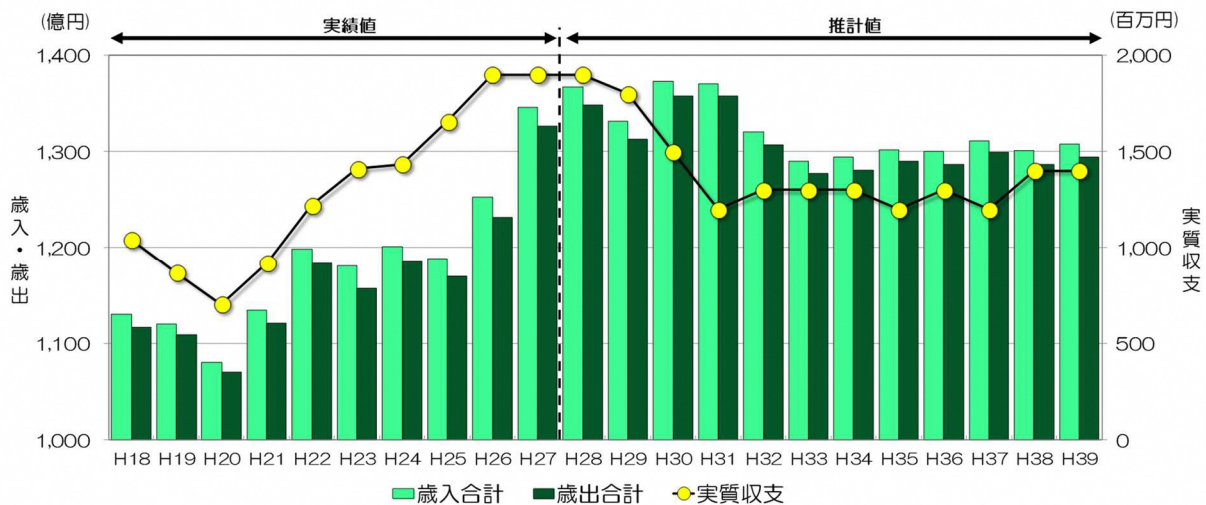
建築年数の延床面積構成比

2) 財政の状況

① 普通会計決算額の状況

本市の過去10年(平成18(2006)年～平成27(2015)年)の普通会計決算額をみると、歳入・歳出の総額は約1,100億円から約1,300億円で推移しています。

令和9(2027)年度までの収支見通しを示した「長期財政の見通し」(平成28(2016)年2月)においても、今後の歳入・歳出の総額は約1,300億円前後で推移し、実質収支は期間を通して黒字を維持する見込みとなっています。

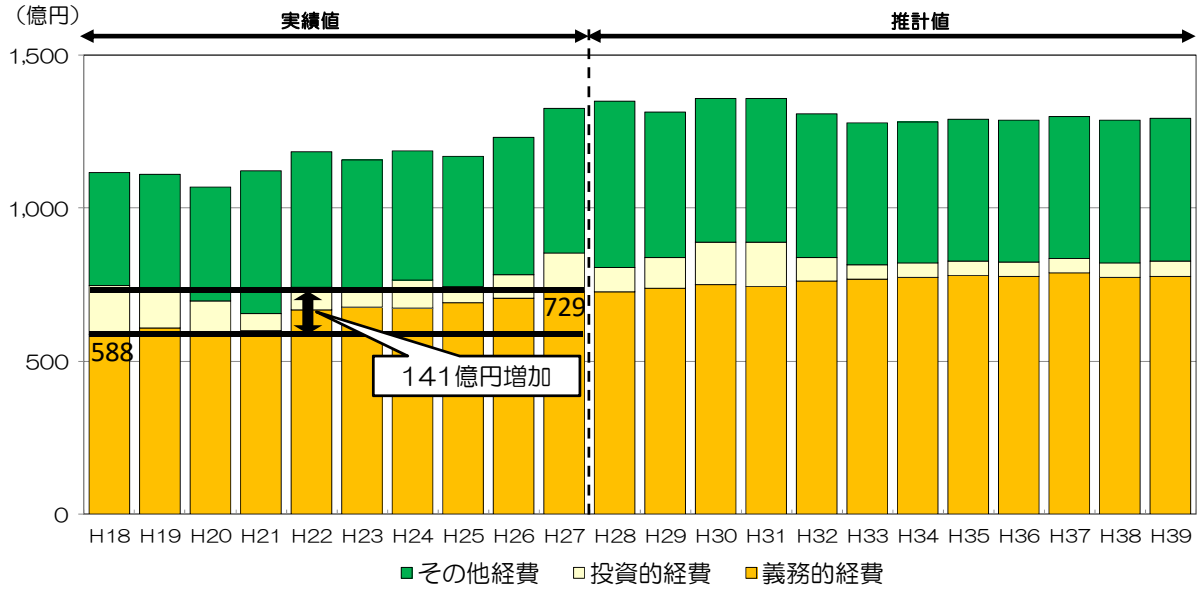


普通会計決算額の推移と推計

注) 平成28(2016)年以降の推計値は「長期財政の見通し」を引用

②歳出の状況

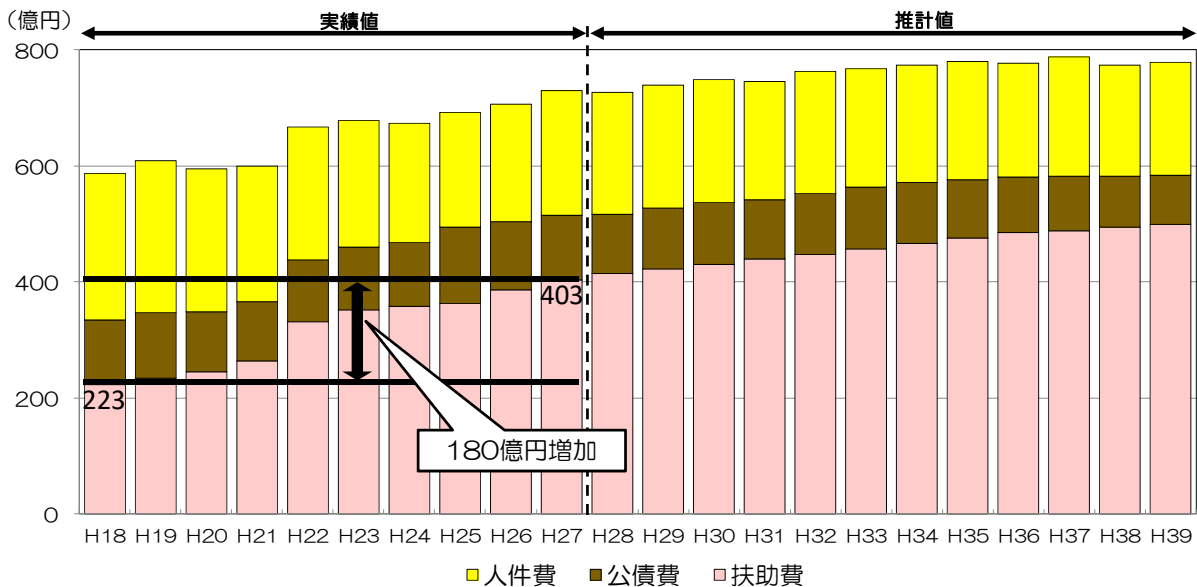
普通会計決算額の推移と推計では、今後実質収支は黒字を維持する見込みですが、歳出に占める義務的経費の割合が過去10年間では約141億円増加しており、今後も上昇していく見通しとなっています。



歳出内訳の推移と推計

注)平成28(2016)年以降の推計値は「長期財政の見通し」を引用

平成27(2015)年度の義務的経費の内訳をみると、扶助費が約55%を占め、過去10年間では約180億円増加しています。今後も高齢化の進展等が予想されるため、扶助費は一定の割合で増加していくことが見込まれており、財政状況に大きな影響を与えることが懸念されます。



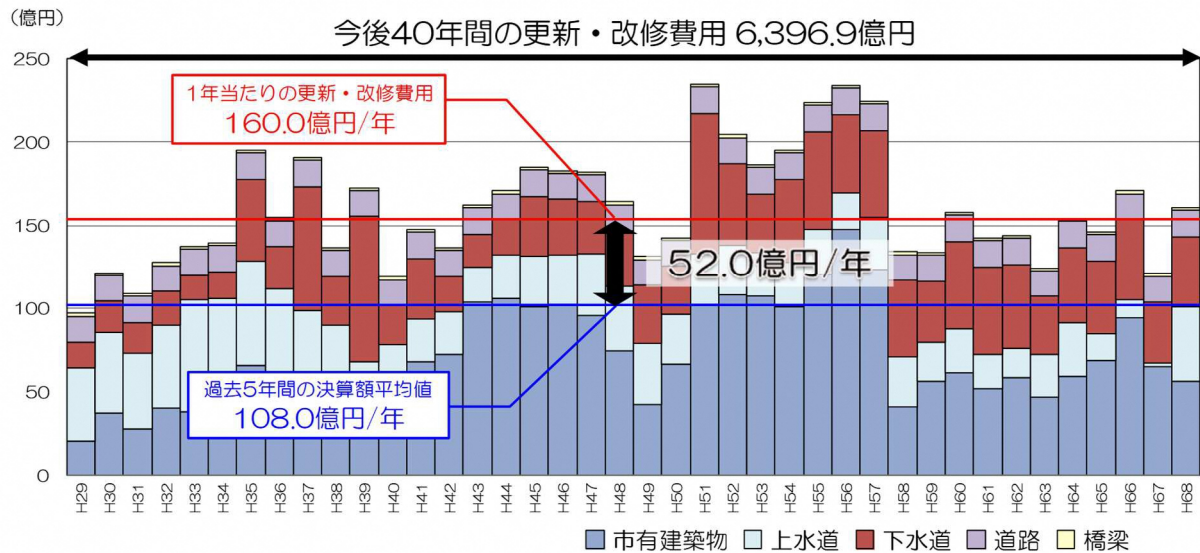
義務的経費内訳の推移と推計

注)平成28(2016)年以降の推計値は「長期財政の見通し」を引用

3) 将来の更新・改修費用と過去5年間の決算額年平均値の比較

本市の公共施設全体の将来の更新・改修費用が年間約160億円（市有建築物 約71億円、インフラ系施設 約89億円）と見込まれることに対し、過去5年間の決算額年平均値である約108億円を継続して充当すると仮定しても、年間約52億円の差額を生じることになります。

このため、今後は公共施設全般にわたる総合的なマネジメントにより、収支バランスを図っていく必要があります。



公共施設の将来の更新・改修費用と過去5年間の決算額年平均値

● 公共施設に関する課題

公共施設に向けられる財源が限られている中で、これらの施設の老朽化対策や更新、新規整備を計画的に進めるとともに、公共施設の再編などの適正化や有効活用を都市づくりと連携しながら効率的、効果的に実施していくことが求められています。

はじめに

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

付属資料